



文化庁委託事業

「障害者による文化芸術活動推進事業(文化芸術による共生社会の推進を含む)」

劇場・音楽堂等

アクセシビリティ・ ガイドブック

—すべての人に開かれた広場となるために—



はじめに

2016年の障害者差別解消法や翌年改正された文化芸術基本法の施行を機に、障害のある人もない人も分け隔てなく文化芸術活動を行うための場づくり、環境整備が一層求められることになりました。そのため、鑑賞や創作活動の場である劇場・音楽堂等で働く職員は、障害特性に応じた合理的配慮の在り方や文化芸術を活用した共生社会に向けた取組などについて学ぶ必要が生じています。

本ガイドブックは、当協会が、劇場・音楽堂等で働く職員に、障害者の文化・芸術活動への参加推進に向けた具体的な取組の参考としていただくために作成したものです。

作成にあたっては、南部充央氏より著書『障害者の舞台芸術鑑賞サービス入門』（NTT出版）からの転載を許諾いただき、一部要約して収録しています。本ガイドブックでは、導入編として「障害のある人の特性とその対応方法」について述べた第3～5章から多くを紹介しましたが、合理的配慮とは、観客一人ひとりにとって「何が障害になっているのか」を考え、その障害を取りのぞくために工夫を重ねることです。本ガイドブックを「これさえあれば」というマニュアルではなく、劇場を「一人ひとりの人に開かれた広場」とするためのイントロダクションとして、ご活用いただければ幸いです。

末筆ではございますが、本ガイドブックの企画・編集にあたって貴重なご助言を賜りました有識者会議の委員の皆様、特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワークをはじめ関係団体及び関係者の皆様に多大なるご協力をいただきました。ここに改めて御礼申し上げます。

劇場・音楽堂等アクセシビリティ・ガイドブック

－すべての人に開かれた広場となるために－

目次

はじめに	1
第1章 障害者の文化・芸術活動推進と 劇場・音楽堂等に求められるもの	5
I 障害者施策の変遷	6
II 劇場・音楽堂等に求められること	8
コラム “アクセシビリティ”を考える 尾上浩二	9
第2章 障害への理解	11
障害の種類と特性	12
視覚障害	12
聴覚障害	14
肢体不自由	16
内部障害	17
知的障害	18
発達障害	18
精神障害	19
第3章 劇場・音楽堂等における対応	21
鑑賞に至るまでに立ちはだかる様々な障壁	22
I 事業を実施する際のアクセシビリティの留意点	24
公演の情報取得	24
チケット予約・購入	25
公演当日	27
実施に当たっての留意点	29

コラム 企画からアクセシビリティを意識する 間瀬勝一	30
特性に応じた対応	31
視覚障害の場合	31
聴覚障害の場合	33
肢体不自由の場合	34
内部障害の場合	36
知的障害・発達障害の場合	36
コラム みんなで一緒に舞台を楽しもう！ 廣川麻子	37
II 緊急時の対応	38
要配慮者への情報伝達	38
要配慮者への避難誘導	38
避難行動要支援者が直面する主な支障	38
コラム 「電源はお切りください」のその先へ 南部充央	40
第4章 劇場施設におけるアクセシビリティ	41
広場としての劇場であるために 本杉省三	42
付属資料	49
劇場・音楽堂等における取組事例	50
東京芸術劇場／あうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）／神奈川 県民ホール／名古屋市文化振興事業団（千種文化小劇場・昭和文化小劇場） ／ピッコロシアター（兵庫県立尼崎青少年創造劇場）	
参考法令等	55
有識者委員・協力	56
参考文献	57

01

第 1 章

障害者の文化・芸術活動推進と 劇場・音楽堂等に求められるもの

障害者をめぐる様々な法律の施行や、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、劇場・音楽堂等は障害のある人もない人もすべての人々に開かれた場として機能することが強く求められています。誰もが分け隔てなく集い、文化・芸術を鑑賞したり、創作に参加したりできるようになるために、私たちは何をすべきでしょうか。根本となる障害者関連法の制定の経緯や理念を確認し、劇場・音楽堂等に求められる基本姿勢を考えていきましょう。

I 障害者施策の変遷

●戦後まもなくスタートした障害者施策

日本の本格的な障害者施策は戦後から始まりました。日本国憲法のもとに福祉が位置づけられ、児童福祉法（1947年）、身体障害者福祉法（1949年）、生活保護法（1950年）のいわゆる福祉三法と、福祉事業を民間が行う受け皿として社会福祉事業法（1951年）が制定され、福祉の基盤が形成されました。

その後、社会環境の変化に対応して、障害者に関するさまざまな法の制定や改正が行われましたが、行政がニーズを判定しサービスの内容や負担を決めるという「措置」という考え方や、国やその委任を受けた自治体の権限による決定方式、また施設収容等による保護という考え方が強く、障害者の基本的な人権や意思の尊重という点で、多くの課題が指摘されてきました。

●自立と社会参加の促進へ

1980年代に入り、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（1981年）、障害者に関する世界行動計画（1982年）及び国連・障害者の十年（1983年～1992年）が実施され、障害者施策の大きな転換点となりました。当時海外で提唱されていたノーマライゼーションの理念が普及し、施設入所中心の施策に地域福祉を加味する形で関連法や施策の変更があり、在宅福祉サービスが法定化されるとともに地方分権化が図られることになったのです。

心身障害者対策基本法（1970年）は、1993年、障害者基本法に改正されました。従来の心身障害者に加え精神障害者も新たに障害者と位置付けられ、精神保健法がこの流れを受けて、自立と社会参加促進を取り入れた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（1995年）に改正されました。

●地域生活の基盤整備

さらに、地域生活の基盤整備に向けた法的整備が図られていきます。高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法、1994年）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、2000年）、補助犬を使う身体障害者の自立と社会参加を促進する身体障害者補助犬法（2002年）が成立。さらに2006年には、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合化した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されました。

●文化活動に関する施策

障害者の文化活動施策は、国際障害者年（1981年）を契機に大きく推進されるようになります。1995年に策定された「障害者プラン」と、その後の「障害者基本計画」において、障害者の生活の質の向上を目指し、芸術・文化活動の振興が施策の一つとして位置づけられました。

2016年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、障害のある人への「合理的配慮」が義務付けられ、公共施設には障害のある人たちが利用・参加できる施設づくり、環境整備が求められることとなりました。

文化芸術施策においても、文化芸術振興基本法（2001年）で、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利（文化権）であることが規定され、第3次基本方針では、文化芸術は子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひろく社会的基盤となり得る

ものであり、社会包摂の機能を持つということが明示されました。

次いで改正された文化芸術基本法（2017年）において、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術の機会を享受することが基本理念として示され、文化芸術による社会包摂の推進や障害者による文化芸術活動の推進環境の整備等が重要な施策として位置づけられました。

一方、2012年の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）と翌年策定の「大臣指針」において、劇場・音楽堂等は、「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。」と規定され、利用者等の社会参加の機会を拡充する観点から、様々な取組を行っていくことが求められています。

さらに2018年に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定され、障害者が文化芸術を鑑賞し、また参加・創造できるための環境整備を図っていくことが求められることとなりました。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害者の文化芸術活動の一層の充実が期待されています。

このように戦後70年間にわたって、障害者施策は着実に進展してきました。近年は、文化・芸術分野での取組が重要となっています。劇場・音楽堂等が地域の文化拠点として、障害のある人もない人も等しく交流し、文化活動に参加できるようにするために、ハード・ソフト両面にわたる具体的な対応が迫られているといえます。

障害者関連キーワード解説

○アクセシビリティ

情報やサービスを、障害者や高齢者を含む誰もが不自由なく利用できるかどうかの度合いを表す概念をいう。近づきやすさ、アクセスのしやすさ、利用しやすさという意味をもつ。

○バリアフリー

もともと和製英語であり、ハード面で使われることが多いが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

○ユニバーサルデザイン

障害の有無・年齢・性別・人権等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、都市生活環境をデザインするという考えが基礎となっている。

○ノーマライゼーション

障害者と健常者が区別されることなく社会生活を共にするのが正常なことであり、本来望ましい姿であるという社会理念を意味している。

○ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合うという理念を意味している。

Ⅱ 劇場・音楽堂等に求められること

具体的な対応は第2章以降で紹介していきます。ここではどのようなマインドをもつべきなのか、考えていきましょう。

● 障害者の立場に立って考える

障害者の立場に立って考える。あたりまえのことですが、いざとなると忘れてしまいがちなことでもあるといえます。そのためには、障害に対する知識と相手への想像力が不可欠です。

高齢化が進み、なんらかの介助や介護を必要とする人が増えることが予想されます。実際、劇場・音楽堂等には高齢者の方が多く来場されています。また、事故や病気で途中で障害を抱えることもあります。そう考えると障害はすべての人にとって身近な問題であり、他人事ではないという認識をもつことが重要といえるでしょう。

● 障害の特性をよく理解し、参加を阻む障壁を低くする努力をする

障害者を阻んでいるのは、本人の障害ではなく、それを受け入れる社会の側に存在する障壁です。障壁を取り除くことによって、またできるだけ低くすることによって、障害は軽減されます。障害の種別や程度によって様々な対応が求められますが、すべて完璧に対応できないからといって、受け入れられないという判断をするのではなく、完璧でなくとも受け入れるために何かできないかを今後の改善も含めて対応することが重要です。例えば、ハード面の環境が整っていなければ、人的なカバーが可能か、次善の対応を工夫することが大切です。

● 障害者にやさしい施設はすべての人々に優しい施設である

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）では、「地域の絆の維持・向上及び共生社会の実現に向けた取組」が主な事業の一つとして掲げられています。年齢や性別、障害の有無にかかわらず地域に住む人が分け隔てなく、劇場・ホールに気軽にアクセスでき、事業や活動に参加できるようにしていくことが求められています。障害者に向き合い、合理的な配慮をしながら対応することは、すべての人にとってやさしい環境づくりにつながっていきます。



「残念な思い出」をつくらないために “アクセシビリティ”を考える

認定NPO法人 DPI日本会議 副議長 尾上 浩二

「今日は満員なので、お客様はラスト3曲前のところで会場から出てもらえますか？」
コンサート会場でスタッフから、こんなことを言われたら皆さんはどう感じるでしょうか。

これは障害者差別解消法をテーマにした講演会の際に、車いすを利用している青年から聞いた話です。「楽しもうとワクワクして行ったのに残念な思い出になった」と語っていたのが忘れられません。

2016年から施行されている障害者差別解消法は、障害を理由にした「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を行政や事業者に求めています。「利用拒否」「場所・時間帯の制限」「介護者同伴等の条件づけ」等が、正当な理由がない限りは差別的取扱いに当たり得ます。また、障害の有無によって分け隔てられずに一緒に学んだり、働いたり、楽しんだりできるような調整を、過重な負担を超えない範囲で合理的配慮として提供することが必要です。この法律の背景には、国連の障害者権利条約など、国際的な動きが背景にあります。2014年に日本も批准した障害者権利条約は、障害のある人とない人がともに暮らし、様々な活動をともにできるようなインクルーシブな社会を目指しています。

「難しそう」と思われるかもしれませんが、基本的な視点は権利条約に繰り返し出てくる「他の者との平等」というキーワードです。冒頭に紹介したような「プログラムの途中で退場してほしい」といったことが、障害のないお客様に向けられることはないはずです。

東京2020パラリンピック競技大会が開催されますが、IPC（国際パラリンピック委員会）がつくったアクセシビリティガイドラインは「アクセスは人権である」とし、障害の有無にかかわらず「全ての人々が同じ体験あるいは同じ水準のサービスを受けられるようにする」ことを求めています。障害が理由になり「残念な思い出」になるのではなく、劇場や音楽堂等がすべての人に開かれ「同じ体験・水準の楽しみ」が得られる場になることが期待されます。その発展のために不可欠なのが、本ガイドブックのテーマである“アクセシビリティ”なのです。

02

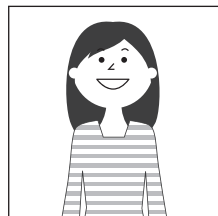
第2章 障害への理解

ここでは障害種別の主な特性とコミュニケーション方法について記載していますが、同じ障害種別であっても、程度や状態は一人ひとりさまざまです。また、複数の障害を併せ持つ人もいます。種別は統計的な分類に過ぎず、障害によって受ける社会的障壁は異なること、必要なサービスも多様であることを覚えておきましょう。画一的ではなく、柔軟な対応をこころがけましょう。

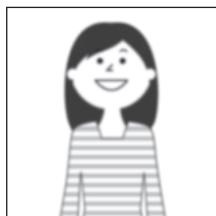
障害の種別と特性

視覚障害

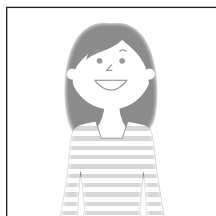
ひとことで視覚障害といっても、さまざまな見え方があります。一般的には、全く見えない場合（盲）と見えにくい場合（low vision）があります。見えにくい場合では、光がまぶしい、細部がよくわからない、見える範囲が狭い（視野の一部が欠けていたり、望遠鏡で覗いているような見え方→図参照）、暗いところで見えにくい、等があります。また、特定の色がわかりにくい人もいます。身体障害者福祉法に規定されている視覚障害は、視機能のうちの矯正視力、視野の程度により1級から6級に区分されます。矯正視力とは、近視や乱視などの矯正眼鏡をしたときの視力です。視野は、視線をまっすぐにして動かさない状態で見えている範囲をいいます。



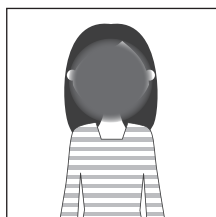
ぼやけによる見えにくさ



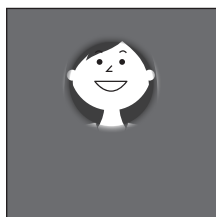
まぶしさによる見えにくさ



視野の中心部が見えない



視野の周辺部が見えない



●主な特性

慣れていない場所など、一人で移動するのが困難な場合があります。外出時は白杖はくじょうを使用する人や、介助者や盲導犬を伴っている人もいます。

視覚による情報がキャッチしづらく、文字の読み書きが困難なことから音声を中心に情報を得ています。

白杖と盲導犬について

道路交通法第14条（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）で、「目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない」と規定されています。白杖や盲導犬は視覚障害者の生活を支え、命を守る大切なものです。勝手に触る、盲導犬に声をかける、食べ物を与えるという行為は絶対にしないでください。また、盲導犬は、身体障害者補助犬法で定める補助犬にあたるため、公共施設等では同伴を受け入れるよう義務付けられています。

コミュニケーションの留意点

こちらから声をかけます

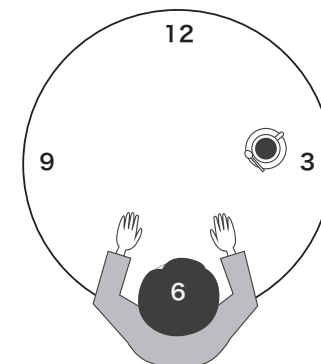
困っていても視覚障害のある方から援助を求めることは難しい場合もあるので、こちらから声をかけます。また、知っている相手でも声だけでは誰かわからないことがあります。窓口対応などの場合はスタッフであることを告げて名乗るようにします。

返事はしっかり声に出して

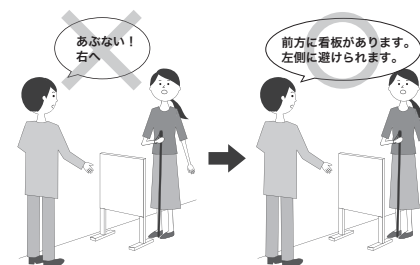
見えていればあいまいな返事でも表情や雰囲気伝わることがありますが、視覚障害のある方は聴こえた言葉だけで判断することになります。返事をするときは明確にしっかり発音します。

指示語は使わない

「こちら」「あちら」「これ」「それ」などの指示語では、「どこを」「何を」指しているのかわかりません。テーブル上での説明では、時計の文字盤をイメージして「3時の位置にコーヒーを置きます」（イラスト参照）、位置の説明では「ドアを出て右へ10mほど行きます」など、物は「〇〇の申請書」というように、具体的に示します。場合によっては相手の了承を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。



●わかりやすい説明をする時のポイント



方向や位置を説明するときは、視覚障害のある人を基準にします。向き合っている場合、左右が反対にならないよう注意しましょう。また、「あそこに」「向こうに」という指示語ではなく、具体的に伝えましょう。

点字と音声

点字は、指先で触って読む文字です。中途失明の場合など、視覚障害のある方が必ずしも点字を読めるわけではなく、多くが主に音声や拡大文字によって情報を得ています。ちなみに、点字に対して、書かれた文字を墨字すみじといいます。

文字情報を音声にする方法としては、パソコンの読み上げソフト（スクリーンリーダー）や補助者による代読しろよみが一般的ですが、文書内容をコード情報に変換して印刷したもの（SPコード）やUni-Voiceを読み上げ装置を使って音声化する方法もあります。

聴覚障害

何らかの障害によってまったく聞こえないか、聞こえにくいことをいいます。音声言語を習得する前に失聴した「ろう」、聞こえにくい「難聴」、音声言語を獲得したあとに聞こえなくなった「中途失聴」を総称して「聴覚障害者」といい、耳と目の両方に障害のある人を「盲ろう者」といいます。

聴覚障害は、ささやき声が聞こえない、あるいは大声が聞こえないなど、個人差が大きいのが特徴です。聞こえの程度（聴力レベル）はデシベル（dB）の単位で表されます。聴覚に障害のない人が聞くことのできる最小の音の平均を0dBとし、音が大きくなるにつれて数字が大きくなります。身体障害者福祉法の「障害程度等級表」では、両耳とも聴力レベルが100dB以上のもの（100dB以下の音を聞き取ることができない。両耳が全ろうの状態）を2級とし、以下、程度に応じて6級までの区分*を設けています。*聴覚障害単独で1級、5級に相当するものはない。

音量だけでなく、音声そのものにひずみが生じる場合があります。音としては聞こえているが、その内容を理解できない、つまり、音の強弱（dB）、高低（周波数＝Hz）、明瞭さが関係してくるのです。

オーディオメーター (dB)	実際の音に例えると	難聴の分類	
0	普通の人聞こえる最も弱い音	ささやき声まで完全に聞き取れる (夜の寝室)	正常耳
10			
20	ささやき声	聞き取りにくかったり、聞き間違えることがある (コオロギの声・静かな室内)	軽度難聴
30	静かな会話		
40		普通の会話がやっと聞き取れる (電気洗濯機・にぎやかな街路)	中等度難聴
50	普通の会話		
60		かなり大きな音なら何とか感じる (地下鉄の車内)	高度難聴
70	大声での会話		
80		(飛行機の爆音)	
90	30cmの近さの叫び声		
100		(耳が痛くなる)	
110	耳もとの叫び声		
120		30cmからのサイレン	
130			

『手にことばを 中級用』（発行：公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟）より一部引用

●主な特性

外見からは分かりにくい障害です。文字や図、映像などの視覚を中心に情報を得ています。声に出して話していても、聞こえているとは限りません。また、補聴器をつけているからといって、明瞭に聞こえているとは限らず、会話がスムーズに行えない場合もあります。手話を第一言語としている人もいれば、使わない人もいます。

コミュニケーションの留意点

コミュニケーションの方法を確認します

聴覚障害のある人との会話には、手話や筆談など、その人なりのコミュニケーションの方法があります。まず、その人に合ったコミュニケーションの方法があることを理解することが大切です。相手が話の内容を理解しているかどうか確認しながら、聞こえの程度によってコミュニケーション方法を変えたり工夫したり臨機応変に対応します。

聞き取りにくい場合は、もう一度確認します

言語障害のある方への対応は、言葉の一つひとつを聞き分ける必要があります。聞き取れないときは、わかったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらったりして内容を確認します。

様々なコミュニケーションの方法

- 手話** 手指の位置や動き、眉や目、口の動きや体の向きなどを使って表現する、目で視る言葉です。日本語での会話表現を単に置き換えたものではなく、手話独自の語彙や文法体系があります。
- 指文字** 指の形で「あいうえお～」と一文字ずつ表すものです。まだ手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は手話と組み合わせて使用します。
- 筆談** メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンやスマートフォン等の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。内容は端的にまとめます。
- 要約筆記** 話し手の話の内容をつかみ、それを要約して文字で伝えるものです。
- 口話・読話** こうわ どくわ 話し手の口（唇、歯、舌、あご）の動きを読み取る方法。口の動きがわかるよう正面からはっきりゆっくり話すことが必要です。口の形が似ている言葉は区別が付きにくいので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。
- 音声認識システム** 音声を文字に変換するパソコンやタブレット端末等のアプリケーションを活用して会話する方法です。
- ヒアリングループ** 磁気を発生させるワイヤーを輪のように床面に配置し、聴覚障害者用補聴器に音声を伝える機材です。

悪い例 チケットの申込みは15日から始まりますが、申込方法については5日に発表されますので、5日以降に窓口にお問い合わせください。

良い例 チケットの申込み→15日開始
※申込方法は5日以降にお問い合わせ
問合せ先：○○○○
ファックス ○○-○○○○-○○○○

他の集団補聴システムとして、FM方式や赤外線方式もあります。

肢体不自由

病気やケガなどにより、上肢や下肢、体幹の機能の一部または全部に障害があるために、座ったり立ったりする際の姿勢保持や、歩行、食事、着替え、物の持ち運び、字を書くことなど、日常生活動作に困難が伴う状態をいいます。

移動については、杖や歩行器を使用する人、装具（義足等）を使用する人、車いすを使用する人などがいます。また、病気や事故で脳に損傷を受けた人の中には、身体のみや機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さを伴う人もいます。

●主な特性

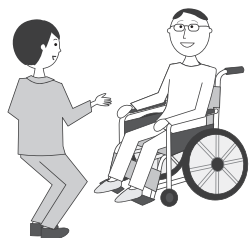
移動に制約があり、段差や階段、手動ドアなどがあると進むのが難しかったり、歩行が不安定で転倒しやすい人がいます。また、字を書く、お金やチケットなど小さなものをつかむ、握る、物を持ち上げる、運ぶ、小さなボタンスイッチやパネルスイッチの操作、ドアや水栓金具などの開閉が難しい人もいます。

発声に関わる器官のみや不随意運動、失語症などにより、コミュニケーションを取るのが困難な人がいます。また、適正な体温調節が難しい人がいます。

コミュニケーションの留意点

相手の立場・目線で話す

車いすを使用している人と話す場合、立った姿勢で話をしていると上から見下ろされている感じがして、身体的・心理的に負担となるので、話す場合は少しかがんで同じ目線で話をします。杖を利用する人と話したり書類を書いてもらうときは、椅子を用意するなど相手の方に合わせた配慮をします。



意思を確認する

障害の状況や必要とする介助は人によってさまざまです。「何をしてほしいのか」「どんな方法が良いのか」、ご本人の意思を十分に確認します。聞き取りにくい場合はわかったふりをせず、一語一語確認するようにします。



声をかけてから支援する

何も言わずに、突然、車いすを押すなどの行為をすると相手の人は驚いたり、不安や不快に感じます。「車いすを押しましょうか」「次は左に曲がります」などの声かけをし、相手とコミュニケーションをとりながら行います。



内部障害

内部障害とは、内臓機能の障害のことです。身体障害者福祉法では、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、肝臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の7種類の機能障害が定められています。

●主な特性

身体内部の機能の障害です。外見からはわかりにくく、周囲の理解を得られないため、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。また、疲れやすく、長時間立っているなど身体的負担を伴う行動が制限される人、心臓ペースメーカーの使用により携帯電話等の影響が懸念される人、呼吸機能障害によりタバコの煙が苦しい人、トイレに不自由されている人などさまざまです。

コミュニケーションの留意点

負担をかけない対応を心がける

内部障害のある方は、外見からはわかりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。トイレへの誘導など、同性のスタッフによる対応が望まれます。

プライバシーに配慮する

オストメイトの人、免疫機能障害の人など、プライバシーに十分配慮しましょう。個人情報への取扱いに注意し、原因疾患など不要なことは聞かないようにします。

オストメイトの方はこんなことに困っています

オストメイトとは、様々な病気や障害が原因で、人工肛門、人工膀胱をもっている人のことを言います。

汚れたパウチ（排出された排泄物や分泌物をためる専用の装具）や衣服、身体を洗う設備がない、腹部を洗いたい石鹸や温水が出ない、着替えやパウチを置く場所がない、正しく装着できたかを確認する鏡がない、外見上は障害があることがわからないので、車いす用トイレに入りにくい……などで困っています。

知的障害

知的障害のある方は発達時期において脳に何らかの障害が生じ、知的な機能に影響を受けたために、生活をする上で、さまざまな不自由さが生じています。医学的には、18歳未満で現れること、IQ70以下の知的機能の遅滞があること、生活上の適応機能に制限があること、の3つの条件が診断基準とされています。

コミュニケーションの留意点

ゆっくり・ていねいに・くり返し

一度にたくさんのことを言うと混乱することがあるので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明します。

どんな支援を求めているのか確認

どんな支援を求めているのか、まずは本人の話聞きましょう。自分のことを決めるのは本人です。本人ができないと決めつけず、コミュニケーションボードなどを使って意思確認をするなどしましょう。

発達障害

発達障害は、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳機能の発達に関係する障害です。他人と社会的な関係を形成することや、読み書き計算の習得が困難であったり、注意散漫で落ち着いていることが難しいなど、さまざまな生活上の困難を抱えています。

●主な特性

認知能力（理解、判断、思考、記憶、知覚）の遅れと社会生活への適応のしにくさがあります。複雑な話や抽象的な概念が理解しにくかったり、人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な人もいます。また、漢字の読み書きや計算が苦手な人、ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したりすることもあります。

具体的に分かりやすく

抽象的な言葉を避け、場合によっては絵や図、写真を使って具体的にわかりやすく説明します。

穏やかな口調で

穏やかな口調で声をかけます。子ども扱いせず、年齢に応じた接し方をします。

●主な特性

相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が高いことや、話す言葉は流暢でも、言われたことを理解しにくいことがあります。あるいは、相手の話が理解できても、思っていることがうまく伝えられないことがあります。見通しの立たない状況では不安が強くなったり、大勢の人がいるところや気温や音の変化など、感覚の刺激に敏感な人もいます。

他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手で、その言動が誤解されてしまうこともあります。

コミュニケーションの留意点

望ましい対応方法は人によって異なる

障害の種類や程度、年齢や性格などにより個人差があり、望ましい対応方法も個別的・具体的にかなり違ったものとなります。

説明は具体的に

できるだけ具体的に説明します。待ってもらうときや、時間に余裕のないときはおおよその待ち時間や対応できる時間を伝えておきましょう。

対応する環境にも配慮を

安心できる落ち着いた静かな環境で対応します。

精神障害

統合失調症や気分障害、依存症（アルコール等）、神経症性障害（パニック障害、強迫性障害等）などといった精神疾患・精神障害等があります。

●主な特性

対人関係やコミュニケーションが困難な場合が多く、ストレスによって症状が重くなる場合があります。周囲の言動によって強い不安にかられ、恐怖感を持ってしまうことがあります。認知面の障害のために、同じ質問を繰り返したり、一方的に話し続ける場合があります。

コミュニケーションの留意点

正しい知識をもつ

精神障害のある人は、周囲の無理解から、日常生活において抑圧を受けていることがあります。偏見を持たず、接することが大切です。

ていねいな説明と聞き取りを

一度にたくさんのことを言われると混乱する場合がありますので、「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。相手の言いたいことをていねいに聞き取ることが重要です。

穏やかな口調で落ち着いた対応を

相手を安心させるよう、穏やかな口調で話します。また、時に相手が興奮するような場合であっても、慌てず、落ち着いた対応をするようにしましょう。

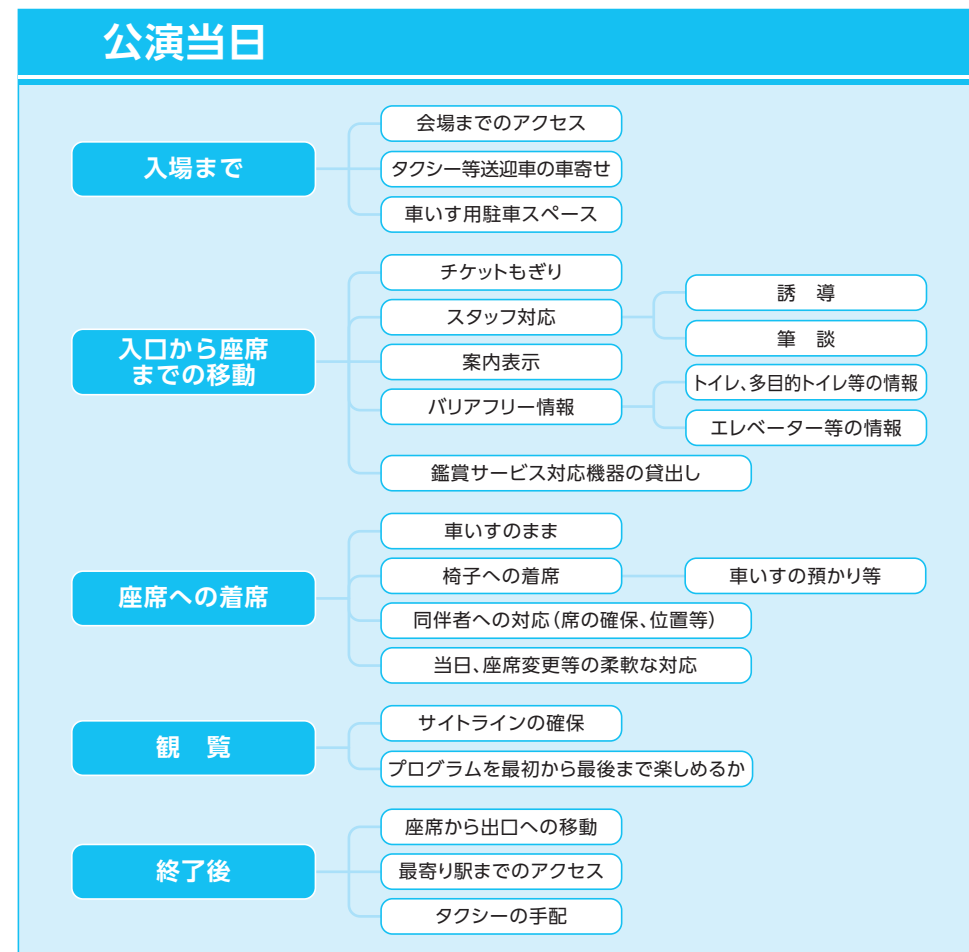
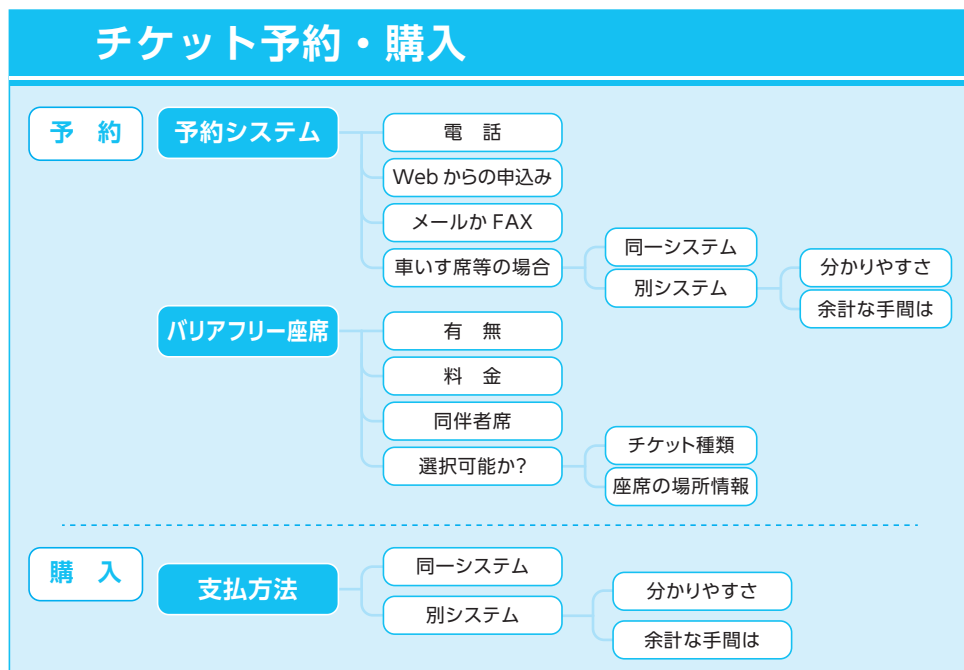
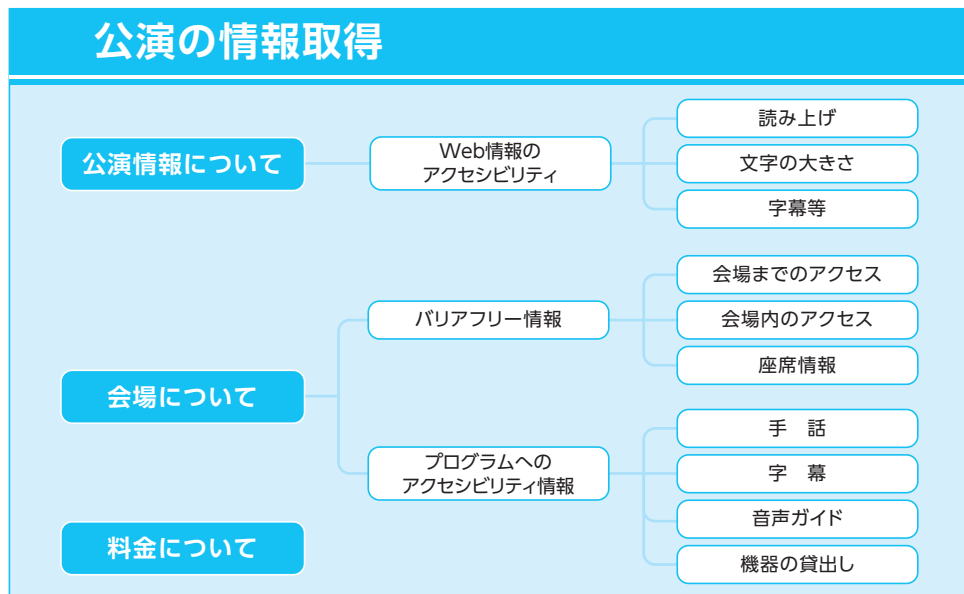
03

第3章

劇場・音楽堂等における対応

本章では、障害のある人が劇場・音楽堂等にアクセスする場合、どんな障壁があるのかを解説し、事業を行う際の留意点と対応のポイントをまとめました。

鑑賞に至るまでに立ちはだかる様々な障壁



感動したい、でも…

障害のある人が劇場・音楽堂等での公演に行きたいと思っても、そこに立ちはだかる障壁は、健常者の想像をはるかに超えたものといえます。公演情報を得て鑑賞を検討するところから、チケットの申込み・購入をし、会場まで移動し、実際に鑑賞して会場を後にするまで。そこにはどのようなバリアがあるのか。ここにご紹介するのは、DPI 日本会議副議長で、車いすユーザーの尾上浩二さんが作成したチャートです。情報取得、チケット予約・購入、公演当日という3つの場面に分けて、ポイントになる事項を抽出していただきました。これ以外にも、障害種別や個々のニーズによってさまざまな項目は出てくると考えられますが、基本的な流れはこの表を参考にしてください。

I 事業を実施する際のアクセシビリティの留意点

施設全体に理解を広め、コミュニケーション力を培う

障害について知り、鑑賞の妨げになっている障壁にはどのようなものがあるのかを理解した上で、実際に様々な人が来場することを想定した鑑賞事業を実施する際、さらに心がけたいのは、事業にかかわるすべての人に理解を広めていくということです。障害者対応を行う一部のスタッフの役割だと決めつけず、制作、舞台技術、当日運営、広報、出演者、そして来場者を含めた関係者すべてが共通認識をもつことが重要です。

法律などの話を聞くと、「障害のある人からの要望は断ってはいけない」という考えになりがちですが、そうではありません。できることとできないことを事前に十分に把握し、対応していくことです。対応できない場合はその理由をしっかりと伝えてお断りしたり、代替案を相談できるようなコミュニケーション力を身につけておきましょう。

ここでは、障害のある人からの視点を念頭に置きながら、鑑賞事業を実施する上での留意点について述べていきます。

公演の情報取得

● 公演情報の入手

障害のある人のなかには、情報が届きにくい、届くまでに時間がかかる人もいます。視覚障害者の場合、チラシや新聞、雑誌等の活字メディアでの紹介は自身では読むことができません。また、点字や音声情報になるまでにタイムラグが発生してしまうため、できるだけ早い告知が必要になります。

このように、障害のある人たちが、どのようにして情報を手に入れているのかを改めて知ることが重要です。現在は SNS 等も含め、情報発信・入手の手段が様々な変化しています。行政の福祉課や社会福祉協議会、地域の福祉団体と連携して、どのように情報を拡散すればよいか、その方法を共有しておくのもよいでしょう。

参 考 情報の拡散先（視覚障害者の場合）

地域の視覚障害者協会や点字図書館等に1ヵ月前半までには、チラシや音声 CD 等で公演情報を送付し、情報の拡散を依頼します。また、日頃から、地域の福祉団体等とつながり、個人に情報を届けるネットワークを構築しておくことも大切です。視覚障害者が情報を得やすいメディアであるラジオ、コミュニティ FM、点字新聞などに情報を提供し、掲載・放送してもらう方法もあります。

● Web 情報

障害のある人にとって、ホームページからの情報収集や情報交換は、社会との大切な接点のひとつであり、欠かせないものです。

「ウェブアクセシビリティ」とは、高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることを意味します。現在、JIS（日本産業規格）が定めた「高齢者・障害者等配慮設計指針 ー情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス 第3部：ウェブコンテンツ」（規格番号：JIS X 8341-3）が基準となっています。たとえば、色の対比（コントラスト）、文字の色、リンクのクリックのしやすさ、文字化けが起きないようにする、専門用語を多用しない、読み上げソフトを使用している人のために語句を選ぶ（英語は全角を使わない等）などのガイドラインが定められています。

情報提供者は、閲覧者がどのような状況で閲覧しているのか、ひとりひとりの環境が違うことを想像し、誰にとっても利用しやすいものに配慮する必要があります。

● バリアフリー情報

障害者優先駐車場やエレベーター、エスカレーター、スロープ、音声案内、多目的トイレ等、バリアフリーの情報は、これからその会場を利用しようとする障害者にとっては欠かせないものであり、常に情報を公開しておくことが大切です。また、会場内だけでなく、段差がないなど安心して来場することができる、最寄り駅からのルートを検索してバリアフリー・マップとしてまとめ、それをホームページに掲載し、誰もがその情報を入手できるようにしておきます。

● プログラムへのアクセシビリティ情報

字幕や手話など鑑賞時にどのようなサービスがあるか、可能な限り、事前に情報を提供するようにしましょう。

(→ p.28 主な鑑賞時の情報サービスの例)

チケット予約・購入

● 受付体制

聴覚障害者の場合は、情報を入手しても、問合せ先が電話番号のみでは、連絡ができません。ファックス、メールアドレスを記載するとともに、ハガキ、封書、直接来館して申込手続きができるなど、多様な申込受付方法を用意します。購入や申込み、問合せがあったときには、障害種別を聞くのではなく、希望のサービスを聞くようにします。チケットを送付する場合は、座席位置のわかる座席表を同封します。視覚障害の人には、チケットを当日受渡しにするとよいでしょう。

様々なチラシの例

情報を届けたい先に応じて、情報を受け取りやすくする工夫が必要になります。

限られた情報しか載せられないチラシという媒体ですが、これらには、使える施設（多目的トイレ等）の有無を記載したり、来場しやすい移動支援サービスがあるかどうかなど、アクセスに対する情報も記載するようにしましょう。

点字チラシ

すべての視覚障害者が点字を読めるかという点必ずしもそうではなく、1割程度とも言われています。もちろん、日頃から点字によって情報を得ている人にとっては、何度も読み返せる点字チラシは必要なものです。

作成にあたって注意したいのは情報量です。ひらがな表記が基本となるため、一般のチラシに取まる情報が、点字チラシだと複数枚になってしまうことも多いのです。また、点字は上から順番に読んでいくものであり、開催日時、場所、問合せ先といった基本的な情報は、なるべく最初に記載することも大切です。

音声コード付きチラシ

音声コードは、文字情報を約2cm四方の高密度二次元コードに変換させたものです。専用の読み取り装置で読み取れるのが「SPコード」、スマートフォンなどのアプリで読み取れるのが「Uni-Voice」といいます。

音声コードを印字した位置の横に半円の切り込みを入れ、視覚障害者が触覚で位置を把握できるようにする必要があります。両面に音声コードがある場合は、半円の切り込みを2つ並べて入れます。

白黒反転チラシ

ロービジョン（弱視）の人のなかには、白黒反転している文字のほうが見やすいという人がいます。また、明朝体よりゴシック体のほうが見やすい人もいます。

わかりやすいチラシ

使用する言葉をできるだけ簡単に、簡潔にしたわかりやすいチラシをつくることで、発達障害や知的障害があり、難しい表現や漢字が苦手な人にも情報が伝わりやすくなることがあります。漢字にルビを振ったり、小学校低学年程度で習う漢字にしたり、あるいはマーク、記号、絵文字（ピクトグラム）を使用するなどの方法があります。

公演当日

相手を尊重し、必要なサービスを届けるためには

来場者のなかには、見た目では障害の有無や種別がわからない人もいます。応対するスタッフは常にそのことを念頭に置くようにしましょう。そして、声を掛ける際は相手の人格を尊重し、介助者ではなく本人と直接コミュニケーションをとり、その人にとってどのようなサービスが必要かを聞くようにします。思い込みや押し付けにならないよう、相手の話をよく聞くことが大切です。わかったふりをしないように、丁寧に、ゆっくり相手の意思を確認しましょう。対応方法がわからないからと、たらい回しにすることは避けましょう。

第2章でも触れましたが、障害種別は多様で、人によってその程度や必要なサービスはさまざまであることを忘れないようにしましょう。以下、種別ごとの対応のポイントや注意点を紹介していきますが、これがすべてではありません。現場での経験・知見を集約し、ブラッシュアップしていくことが大切です。

障害のある人たちに来場してもらうには、理解を広げる取組を継続的に実施していく必要があります。当日は、障害のない人にも観賞サービスがあることをアナウンスし、障害のある人への配慮が、「特別扱い」として取られてしまうことのないようにします。

●会場までのアクセス

会場にたどり着くまでには、様々なバリアがあります。障害特性に応じた複数のルート、使用できるエレベーター、駐車スペースなどの詳しい情報をあらかじめホームページ等で公開することで、障害のある人が事前に準備をすることができ、アクセスしやすくなります。

視覚障害のある人が来場する場合、劇場・音楽堂等の最寄り駅から劇場までの送迎サービスを実施することも有効です。ただし、最寄り駅が複数あったり、駅の出口がわかりにくかったりする場合もあり、その際は入念な事前準備が必要となります。あらかじめ集合場所や送迎回数を決めておき、遅れたり、急遽不参加になる場合も想定して、本人と連絡可能な手段を確認しておきましょう。

●入口から座席まで

会場入口からホール等へのメインルートにその人にとっての障壁がある場合は、目的地までたどり着ける別のルートを示すサインを掲出するなどの工夫が必要です。

聴覚障害のある人に向けては、受付まわりやドア周辺に開場や開演時間、字幕等の鑑賞サービスに関する案内などを、遠くからでも見ることでできるよう比較的高い位置に、見やすく、適切な大きさの文字で記したものを掲示します。「まもなく開場します」「開場時間が遅れています」など、エントランスで必要となる情報のアナウンスを想定して、ボードを用意するのもよいでしょう。

安全な入場のために、優先入場の時間を設ける方法があります。

車いす利用者の場合、車いすのまま鑑賞するか、一般席に移動するかを確認し、一般席に移動する場合は移動しやすい座席を提案します。また、介助者が同伴している場合はどこに座るのかも確認します。

●座席への着席

手話通訳や字幕といった鑑賞サービスを実施する場合は、そのサービスを受けられるようにするための優先座席が必要になります。また、障害の特性により、通路側や出入口付近の席を希望する人や、同伴者の席との関係上、一般席で鑑賞したいと希望する人など、様々な要望があります。施設の構造上難しい場合もあり、座席位置の配慮は大きな課題でもあります。しかしそうした要望を踏まえ、代替策も含めて検討を重ねることが大切です。

●鑑賞時の情報サービス

字幕、手話通訳、補聴援助システム、音声ガイドなど、障害のある人と障害のない人が同じ空間、同じタイミングで感動を分かち合うには欠かせないサービスです。日々進化しているサービスのうちどれをどう取り入れるか、予算を考慮しながら、適切で効果的なものを採用します。

主な鑑賞時の情報サービスの例

字幕

舞台の進行に合わせて、オペレーターが操作し、セリフや音楽、音の情報（例：ノックの音など）を入れた文字を、スクリーンやテレビモニター、タブレットやスマートフォン端末、メガネ型ディスプレイに表示します。演目によって適したものを選びたいのですが、スクリーン・テレビモニターの場合は座席によって見え方にどうしても差が出てしまいます。タブレットやスマートフォンは長時間持つと疲れるので、座席にホルダーを設置できると良いです。他の観客から画面の明るさが気になると指摘される可能性があるため、あらかじめ他の観客に断っておくなどの対応があると良いでしょう。

手話通訳

舞台の進行に合わせて、手話による通訳を行います。舞台の雰囲気や損なわないように衣装などを工夫する人もいます。

ヒアリンググループ（→p.15 参照）

体感音響システム

椅子やクッションなどを通して音を振動に変えて伝えます。

事前説明会

作品内容の理解をサポートすることを目的に公演の直前に実施します。ロビーやホワイエなどで劇場全体の案内や、あらすじ、俳優自身によるキャストの紹介があると良いでしょう。舞台装置などについて具体的に解説するもの、舞台上に移動して、舞台の幅や奥行きを実際に歩いて確認するもの、クロックポジションなどを用いて、キャストがどう動くかなどを説明するものなど、イメージがしやすい内容を工夫して提供します。

●プログラムを最後まで楽しめるか

発達障害のある人などに対しては、大きな音量や特定の音を抑えるイヤーマフ、また、客席を出て一時的に休んだり落ち着いたりすることのできる回避スペースや、親子室など別室の空間を用意するといった対応が有効になる場合があります。

●終演後

終演後は、鑑賞した障害のある人からのフィードバックが大切です。アンケートに記入することが難しい人には代筆やヒアリングを申し出ます。

個人情報が含まれる場合は、復唱が周囲に聞こえないよう気をつけましょう。

参考 ガイドヘルパーについて

ガイドヘルパー（同行援護従業者や行動支援援護・移動支援従業者）を1ヵ月あたり利用できるサービス時間（支給時間）はそれぞれの市町村によって定められています。そのため、終演時間が延びてしまうと、途中で帰らなくてはならない人が出てくる可能性もあります。ガイドヘルパー分のチケット料金を無料、ないしは割引料金にしている施設もあります。ガイドヘルパーと一緒に鑑賞しない場合、客席案内や終演後のアンケート記入などは、スタッフが行います。

実施に当たっての留意点

障害のある方を主たる対象にした公演や、鑑賞サービスつき公演の実施を推進するためには、自治体への予算要求や助成金への申請等を通して予算枠を確保するよう努めることが求められます。

個々の企画でどういったサービスを行うのかについては、事業の企画段階から、企画の意図や対象に応じた望ましいサービスを検討、選定することが大切です。予算や演出、技術面での都合上、後からサービスをつけることが難しい場合があるからです。

実施にあたっては、各セクションで企画の趣旨、来場者の特性等を共有し、現場の意見を聞きながら準備を進めます。来場される方の特性に応じて、演出プランやスタッフの配置等も考えていかなければなりません。

障害のある人への情報伝達には時間がかかること、障害が理由で申込みに時間がかかる場合があること、ガイドヘルパーの手配が必要な場合があることなどから、広報・宣伝は余裕のあるスケジュールを組み、なるべく早く着手するようにします。

手話通訳や字幕、音声ガイド等の鑑賞時の情報サービスについては、それらを担う企業や団体と舞台技術スタッフとの意思疎通、情報共有が大切です。



企画からアクセシビリティを意識する

～だれのための事業か～

公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー 間瀬 勝一

公共的な劇場・ホールは地域の財産であり、多くの市民に利用されることによって地域の文化施設としての役割を満たすといわれています。文化施設の運営は大きく分けて「貸館事業」と「自主事業」があり、これらの事業により地域住民に活用され、にぎわうことが望まれています。多様な市民が、公演の観客として、または講座に出席するため、またはなんとなく通りすがりで立ち寄られることもあります。それらの市民はすべて健常者でしょうか？

多くの劇場では、生で演じられる本物の舞台を鑑賞する公演事業を展開し、多くの市民に文化芸術作品を提供しています。観客はすべて健常者でしょうか？

貸館事業のサービスでも、公演事業の企画を考える時でも、わたしたちは、サービスの提供先であるすべての市民（健常者・障害者・高齢者・子どもを含む）を意識した対応や企画立案・制作をすることが必要です。

このとき、改めて考えたいのは、「事業はだれのために企画し、制作するのか」ということです。すべての市民のために考え、アイデアを形にし、交渉し、宣伝し、チケットを販売し、舞台に乗せて多くの市民に提供することが望まれています。特定のターゲットを意識した企画もありますが、多くの企画では、「若い世代」「中高年」「子育て世代」など、対象には幅があります。その市民はすべて健常者でしょうか？

わたしたちは、実際に上演するときになって鑑賞サポートを考えるのではなく、アイデアの段階から考慮する必要があります。劇場人は日常的に配慮する知識を持たなくてはなりません。そのためには障害の種別や程度を知り、配慮の方法や必要な知識を学ぶことが大切です。

障害者の来館が少ない文化施設は、一部の（障害者）から疎外され無視されている文化施設であるともいえます。地域の文化施設はすべての地域住民に開かれた施設であるはずです。まず運営に従事するすべての職員が、「人権の意識」と「合理的配慮の提供」を身につけていることが必須となることでしょう。

特性に応じた対応

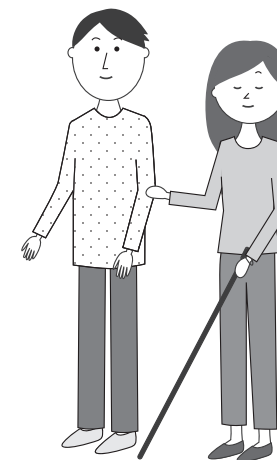
ここでは特性に応じた対応方法について説明します。

視覚障害の場合

誘導の方法

● アプローチと基本姿勢

- ・「お手伝いしましょうか？」と声を掛け、何に困っているかを聞きましょう。
- ・誘導が必要な場合、こちらの存在がわかるよう、軽く触れてもらいながら、つかまる場所を決めます。基本は肘ですが、身長差がある場合は肩に手を置いてもらったり、手をつなぐなど相手の意思を確認して対応します。
- ・案内する人は2人分の幅を意識しながら、相手の半歩先を歩きます。相手の体を引っ張ったり、後ろから押すといったことは避けません。また、白杖は視覚障害者にとって目と同じもの。触って段差や壁などの場所を教えたりしないでください。

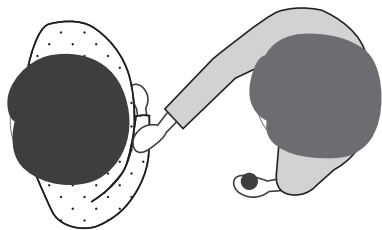


● 歩き方

- ・肩はまっすぐにし、無駄な力を抜いて普通に歩きます。
- ・スピードは本人に合わせます。言葉で確認してもよいでしょう。方向転換の加減は、肩の角度でだいたい伝わるので、必ずしもその都度声掛けをしなくてもよいのですが、段差や階段、スロープなどは、昇りか降りかを含め、しっかり伝えるようにします。止まるときや曲がるときは、できるだけ状況や理由を伝え

たほうが相手が安心できます。特に階段では、手前で止まり、相手が白杖で足元の確認をしたのを目視してから動きましょう。昇降速度は相手に合わせます。相手が最後の段に足をかけたときに、「終わりです」と声をかけます。昇り（下り）終わったらいったん止まって、「行きますね」などと声をかけて動き出します。

- ・狭いところは相手と完全に前後に重なるか、2人で横歩き（カニ歩き）をするなどで対処します。「狭いところを歩くので重なります」など、これもその都度説明ができればよいでしょう。



- ・階段やエスカレーター、エレベーターの好みや苦手なものは人によって違うので、「どれにしますか」と聞くようにしましょう。

● 座席への案内

- ・ホールの座席への案内は階段や狭い通路を通ることが多いため、誘導の際は、視覚障害者の人が座りやすいポジションにスムーズに行くことを意識します。
- ・扉の前では、扉にぶつからないようにしながら、「押して開く扉です」などドアの種類を伝えます。ホール扉は重く、開閉に力が必要であるため、視覚障害のある人をガイドしてい

るときにはできるだけ他のスタッフに扉の開閉をお願いします。

- ・座席がある列まで来たら止まり、座席が相手の右側か左側かを伝えます。
- ・座席に座ってもらうには、背もたれに触ってもらえば自然に座れる人が多いので、相手の手を取り、背もたれや座面に触ってもらいます。座席が跳ね上げ式の場合は伝え、必要に応じてスタッフが座面を下ろした状態にします。誘導者が席の間に入れない場合は、前の席の背もたれに触ってもらい、「この二つ先です」等と伝えて対応します。
- ・着席時に、場内のどのあたりかを説明し、公演終了後にはスタッフが迎えに来ることを伝えます。

● トイレへの誘導

- ・トイレへ案内したら洗面台の位置、便器や便座の位置、トイレトペーパーの位置、水を流すレバーやスイッチの位置などを口頭で説明します（相手の様子を見て、的確かつ手短かに）。
- ・男性の小用の場合、手すりが設置されているものがあればそちらに案内します。
- ・異性をトイレに案内する場合は、同性のスタッフに引き継ぎます。
- ・案内したスタッフがどこで待っているかを伝えます。

聴覚障害の場合

コミュニケーションの方法

● 受付の準備

- ・コミュニケーションの方法を確認します。→ p.15 参照
- ・複数の人に対応するときは一人ひとり順番に話をするようにしましょう。
- ・受付に筆談ボードを用意しておくとう便利です。百円ショップなどで売っている小さめなもの、メモ用紙などで十分です（タブレットやスマートフォンのアプリを活用する方法もあります）。
- ・案内の内容が決まっているもの（例：上演時間や物販案内、トイレの場所等）であれば、掲示します。
- ・チケット窓口では、決まった内容をあらかじめ紙に書いたものを作成しておくとう対応がスムーズになります。たとえば「お名前を教えてください」など。チケット代金は電卓で示すか、金額が印刷してあるものを指差して示します。

● 筆談のポイント → p.15 参照

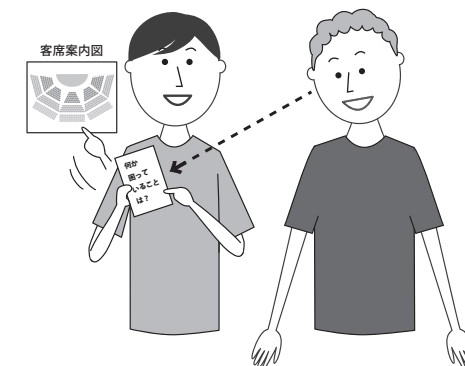
- ・筆談で大切なのは、用件を的確に迅速に伝えることです。言葉をすべて書いたり、デスマス調にする必要はありません。
- ・読みやすい文字を書くことを心がけましょう。
- ・相手に意思を確認する場合は、相手に筆記用具とボードかメモ用紙を渡して書いてもらいます。
- ・個人情報を書いたときは、相手の目の前で情報を消して、残すことのないようにします。

● 手話、口話・読話 → p.15 参照

- ・手話での対応を求められた場合は速やかに手話ができるスタッフに引き継ぎます（スタッフがいない場合は筆談で対応する）。
- ・口話による会話を希望された場合は、正面に立ち、相手に口の動きがわかるように明確に話します。筆談や空書（空中に書くこと）を併用します。マスクは外します。
- ・大声は控えます。口元が歪み、読話の妨げになることも。また補聴器の中で音が割れてしまい、かえって聞きづらくなります。

● 客席では

- ・案内スタッフはメモ帳を持ち歩くようにするとよいでしょう。必要なときに筆談で対応できます。また、客席案内図も携帯していると、それを指差しながら案内ができます。
- ・アナウンスの内容があらかじめ決まっていれば、印刷し携帯します。



名古屋市文化振興事業団制作「コミュニケーション支援ボード（劇場版）」

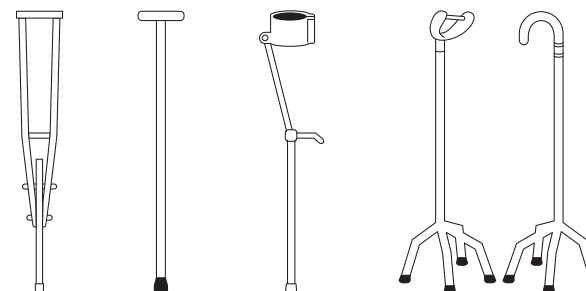
「障害者差別解消法」等の施行や、窓口での外国人対応件数の増加を受けて制作されたものです。劇場において、話し言葉による意思疎通が難しい方へのコミュニケーション支援を目的としたツールで、ボード上の絵を指し示すことで、話し言葉を使わずにコミュニケーションができます。

わかりやすいイラストとともに、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語を記載。障害者だけではなく、高齢者や幼児、日本語を母語としない外国人等、幅広く活用されています。



●杖を使用している人への対応

- ・杖の種類には、松葉杖、T杖、ロフトランド杖、多脚型杖などがあります。
- ・それぞれのペースでゆっくりと移動できるように心がけます。急がせてしまうと慌ててつまづいたりしてしまうので注意しましょう。混雑しているときは前を歩いて通路を確保します。



肢体不自由の場合

●車いす利用者への対応→ p.16 参照

- ・車いすの種類には、手動車いす、バッテリーで動かす電動車いす、手動兼用型切替式電動車いす、スクーター式電動車いすなどがあります。軽量化が進んでいるとはいえ、電動車いすの重量は約40～90kg、重いものだとそれ以上のものもあります。
- ・介助の前に、スタッフであることを名乗り、車いすに乗っている本人に介助方法を確認します。
- ・車いすには可動部分などがあるため、構造をよく確認しましょう。
- ・車いすを動かすときは、「前に進みます」などの声かけを忘れずに。止めるとき、バックするとき、曲がるときにも声をかけましょう。
- ・車いすを押しているときに前輪が段差に引っかかると、勢いで利用者が前に倒れこんだり、落ちてしまうことがありますので、段差があ

るときには一時停止をしてから越えてください（ティッピングレバーを足で踏んで、前輪を浮かせて乗り越えるようにします）。

- ・傾斜が急なスロープなどでは、車いすが後ろに転倒しないよう、状況に合わせてバランスをとるようにしてください。下るときは後ろ向きに降りるようにします。傾斜がきつときは、ブレーキをかけてスピードを調節しながら降ります。
- ・停止するときや、介助者が少しでも車いすから離れる場合はブレーキをかけるのを忘れないようにしてください。
- ・劇場・音楽堂等の場合、絨毯の上を進んだり、重い扉を開けなくてはいけない場合があります。細心の注意を払うようにしましょう。
- ・鑑賞中に電動車いすのバッテリーの充電を希望される場合があります。

みんなで一緒に舞台を楽しもう！

～好きな時に、好きなものを、好きな方法で～

NPO法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク(TA-net)理事長 廣川 麻子

聴覚障害者(ろう者、難聴者)にとって、音声を中心とした舞台芸術は遠いものでした。手話による舞台芸術の上演はいくつかありますが、年に数回です。しかも東京・大阪と都会に限られ、出演者も固定されています。世の中には楽しそうな舞台のチラシがあふれています。小説の舞台化、また人気俳優の舞台出演など……。聞こえる方なら、予定を調整してチケットを予約し、当日を楽しみに待つことができるでしょう。ところが、「好きなものを、好きな時間に、好きな方法で」観ることが聴覚障害者には難しく、それは仕方のないこと、とあきらめていた時代が長くありました。

私はイギリス研修時に体験した観劇サポート環境に衝撃を受け、「日本でも同じような環境をつくりたい！」と2013年、NPO法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク(TA-net)を立ち上げました。まず取り組んだのは実態調査。全国の聞こえない人400名にアンケートを取ったところ、「楽しめないから行かない」が60%、サポートがあれば「行く」が80%にものぼることがわかりました。以降、イギリスをモデルに、情報発信、啓発、支援者育成を図ってきました。

私たちの活動に、最初に関心を持ったのは小劇団の皆さんでした。手づくりの字幕で少しでもお客様に楽しんでもらいたい、と。しかし製作費等の体制が整っておらず、持続可能な仕組みづくりが課題となっていました。

幸いにして理念に共感してくださる演劇関係者から輪を広げることができ、2017年、文化庁第15期文化審議会文化政策部会舞台芸術ワーキンググループ専門委員として、また、2018年、障害者芸術活動推進有識者会議にて意見を述べる機会をいただきました。2020年度からサポートに関する予算を別枠にするなど、助成制度に意見が反映されました。

舞台手話通訳は日本財団の助成により2018年から育成してきました。字幕も複数の業者が取り組んでいます。今後は聴覚障害者の監修による質の高い手話や字幕が求められることです。

さあ、環境は整いました。あとは聴覚障害者が「観たい！」と思う作品を数多く届けることです。

内部障害の場合

●設備の確認等

- ・ オストメイト(→p.17)対応のトイレがない場合は、近隣の施設にオストメイト対応トイレがあるかを確認し、あらかじめ施設に連絡をする等、事前準備をしておきます。
- ・ 酸素ボンベを使用されている人が来場する場合は、ボンベを置くことのできるスペースを確保します。

知的障害・発達障害の場合

●対応について

- ・ 知的障害のある人が何かを伝えようとするときには、話の内容がわかりにくかったり、結論まで時間がかかってしまうことがあります。聞く側がそれに対して焦ってしまったり、強い口調で対応してしまうと、相手はさらに緊張し、そのためにパニックになったり、話せなくなったりすることもあります。
- ・ そういったことを防ぐには、ゆっくり、わかりやすい言葉で丁寧に話すこと、厳しい口調は避けること、「これ」「あれ」といった表現はしないようにする、一度に複数のことを言わない等の配慮が大切になります。
- ・ 発達障害のある人の特性として、コミュニケーションがうまく取れないということがあげられますが、そうした場合でも、絵や写真を指でさして意思を伝えることができる人がいます。そのため、意味や内容をイラストと言葉で表したコミュニケーションカード(コミュニケーションボード→p.34参照)を利用して意思の疎通を図るという方法があります。受付に常備したり、貼り出すスペースがあるとよいでしょう。

- ・ ある一定の条件や手順、スケジュールにこだわりの強い人もいます。公演の流れがわかるようなプログラムをつくって配布できるようにすると安心されます。可能であれば、事前に手元に届けられるようにできるとよいでしょう。また、公演内容についても、文章ではなく、イラストを使った解説が効果的です。
- ・ 大きな音や特定の音が苦手な人がいます。音量を下げる効果のあるイヤーマフを貸し出せるようにしておきましょう。
- ・ 暗がりや、劇場という非日常の空間に身を置くと、いつもとは違う様子に反応し、公演中に大声を出したり、立ち上がってしまう人もいます。それらの人たちに安心して鑑賞してもらえるよう、親子室などの空間を利用する方法が考えられます。そうすれば、他の観客を気にすることなく、気兼ねなくプログラムを楽しむことができます。
- ・ 上演中に気分が悪くなったり、体温調節がうまくできない、興奮してしまったなどの場合に備えて、休憩することのできるスペースを確保しておけるとよいでしょう。

Ⅱ 緊急時の対応

2013年6月の災害対策基本法の改正以降、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と呼びます。

要配慮者への情報伝達

聴覚障害のある人や、外国人等言語の壁がある人への配慮が欠かせません。館内放送設備が使用できても、大地震などの揺れが激しい場合はスムーズに放送できないこともあります。また、字幕などでの対応も難しい場合があります。そのような場合に備えて、スタッフは緊急避難時のアナウンス原稿、筆記用具や避難誘導マップを携帯しておくようにしましょう。

要配慮者への避難誘導

視覚障害のある人や車いす利用者、高齢者等、移動に支障のある要配慮者を優先的に避難させるように日頃からスタッフの役割分担とフローを決め、訓練しておくことが重要です。要配慮者の数に対してスタッフが不足しているときは、来場者に協力を呼びかけますが、このとき、事前に協力を仰ぐための日頃の周知が必要となります。この方法について、マニュアル等の作成時に確認しておきましょう。

避難行動要支援者が直面する主な支障

災害時に避難行動要支援者が直面する主な支障を以下にまとめました。
障害のある人にとって、災害時、何が困難となるのかを理解し、緊急避難体制を組む必要があります。

情報支障

- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることが困難である。
- ・ 危険を知らせる情報を理解したり、判断することが困難である。
- ・ 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知することや察知して適切な対応を取ることが困難である。

移動行動支障

- ・ 移動が困難であるため、災害時に避難行動を取ることが困難である。
- ・ 会場のどこに何があるか、把握することが困難である。
- ・ サインの意味を理解することが困難である。

適応支障

- ・ 精神的障害による不安定な状態が、被災により増幅されてしまいがちである。

要支援者ごとの誘導のポイント

● 視覚障害のある人

- ・ 必ず声をかけて、どのように誘導すればよいか、本人に確認する。
- ・ 誘導するときは、自分が半歩前に出て、肩やひじなどにつかまってもらい、足元に注意しながら、相手の歩く速度に合わせて歩く。緊急時のため慌ててしまいがちだが、無理に腕を引っ張ったり、背中を押さないよう気をつける。
- ・ 盲導犬を伴っている人に対しては、一緒に避難させる。直接盲導犬に触ったり、引っ張ったりしない。
- ・ 周囲の状況をしっかりと伝える。

● 聴覚障害のある人

- ・ どんな方法でコミュニケーションをするときにも、相手の視野に入って合図をすることが重要だが、できれば正面から、口をはっきり動かして話しかけ、相手が自分の言葉を理解しているかどうか確認したい。
- ・ 館内放送など、音声情報の内容を伝える。筆談、身振り手振り、携帯電話の画面メモなどを使って情報を伝える。身振り手振りは大きいぐらいでよい。
- ・ 暗い場所ではペンライトを利用する。相手に持ってもらい、自分の口元を照らしてもらうなどする。

● 肢体不自由の人（車いす利用者）

- ・ どのように介助したらよいか、必ず本人に確認する。
- ・ 動作ごとに、「車いすを押します」等、声かけを忘れずに。
- ・ 階段などの段差では、3～4人の介助者が必要。
- ・ 段差などでは車いすを後ろ向きにゆっくり引くほうが衝撃が少なく移動できる。
- ・ 場合によっては車いすから降りてもらい、背負う方法をとる。



「電源はお切りください」のその先へ

— 進化する通信環境と鑑賞サービス —

一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構 代表理事 南部 充央

「携帯電話の電源はお切りください」という開演前のアナウンス。アナウンスをしても電源を切り忘れた人の着信音が本番中に鳴ってしまうため、強制的に防ごうと携帯電波抑止装置を導入したり、あるいは客席が「圏外」であることをよしとする傾向もあります。

携帯電話(いわゆる「ガラケー」)の普及率は2013年に100%を超え、4年後の2017年にはスマートフォンが携帯電話や固定電話の保有率を抜き去りました。総務省の平成30年版情報通信白書によれば“スマホ”の保有率は75.1%に達し、多くの人が高スペックなモバイル端末を持つようになりました。次世代移動通信システムの進化で、だれもが超高速通信を利用できる通信環境が整い、5Gの導入も目前です。舞台表現においても、鑑賞においても、想像もつかないさまざまな可能性が生まれつつあります。

鑑賞サービスでは、例えば字幕です。いままでは客席の片隅で字幕入力を行い、スクリーンやモニターに映し出していました。しかし、情報通信技術(ICT)を活用することで、遠く離れた場所でも文字入力が可能になりました。さらにはその字幕を鑑賞者自身が持っているスマートフォンやタブレットで閲覧できるようにもなっています。これにより、字幕の見やすい座席の制限がなくなり、自分の好きな座席で字幕を見ながら公演を鑑賞できるようになりました。

高齢化社会の到来もあり、劇場が多様な観客を受け入れられる場となるよう、鑑賞サービスの必要性はますます強まっています。この必要に応えるには、客席内の携帯電波をシャットアウトしたり圏外であることをよしとするのではなく、情報通信技術の積極的な活用を検討しなければならないのかもしれないかもしれません。それは、これからの劇場が観客に届けられる新たな価値あるサービスにつながっていくのではないのでしょうか。

04

第4章

劇場施設における アクセシビリティ

構造上あるいは運営上さまざまな制約がある劇場・音楽堂等において、すべての人に開かれた「新しい広場」となるためにはどのような対策が必要となるでしょうか。ここでは、障害のある方々からのヒアリングをもとに、最寄駅からのアクセスにはじまり、客席、トイレ、楽屋、ホワイエなど、それぞれの場所における建築上の課題や改修に向けての考え方、運用のポイントについて解説します。

広場としての劇場であるために

はじめに

本杉省三

劇場・音楽堂の客席は基本的に階段状の空間で、多層階にわたる構成であること、また上演中には客席が暗くなることなどから、誰もが自由に移動でき、等しく利用できる施設とすることが難しい特性があります。舞台と客席にもレベル差があり、上演前や休憩時間などが限られているため、一時的にトイレやビュッフェなどの利用が集中すること、終演後は一斉に観客が退出するなど時間的制約も加味されます。このため、障害者が劇場・音楽堂等文化施設を利用する上で難しい課題を抱えているといえます。

一方、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）では、施設を文化芸術の場としてだけでなく「新しい広場」として定義し、広く市民に開かれた場となることを目指すとしています。そのための課題を改めて理解し、障害者による舞台芸術表現、鑑賞活動が一層の広がりをもって円滑に行われること、できるだけ舞台芸術に触れる機会を増やしていくことで、より豊かな社会生活を過ごすための施設整備が求められています。

ところが、こうした意識がまだ十分でなかった時期に計画された既存施設では、障害者対応やアクセシビリティに関する建築計画・設備が行き届いていない点も多く見受けられます。また、限られた指定管理料のもとで管理者側の人員体制も十分とは言えない状況も聞きます。エレベーターやスロープ、車椅子席や多目的トイレを増設・新設したいと思っても、建築構造・設備との関係から難しい、コストが掛かり過ぎることから、そのままになってしまっているところもあります。

改修目的は単純ですが、改修設計の難易度は高く、関連工事を伴うことから割高な工事費になり、大きな改修になれば長期休館を伴うこともあります。公共施設が全体的に老朽化している状況を認識しながらも、施設設置者は財政的な問題を抱え、改修が思うように進められないことに苦慮しています。とはいえ、社会的にも法的にもバリア解消の改善が求められており、劣化の度合いや優先度に従って、できることから取り組んで行くしかありません。以下、劇場までのアクセシビリティについて、順を追って検証していくこととします。

● 最寄駅からのアクセス

迎いのサービス：施設によっては実施しているところがあるが、障害者側では特別扱いされるのが申し訳ないといった気持ちから、使ったことがないという人が多いのが実態だという。

アクセシビリティ・マップの作成：2つ以上のルートで施設にアクセスできること、その情報をホームページなどで公開することが必要。都市部の駅周辺には様々な商業施設があ

る場合も多く、その施設内のエレベーターなどを利用すれば、よりスムーズにアクセスできるルートがあっても、情報発信まで至っていない。そこで、劇場周辺の商業施設、他事業所などにも協力してもらい、アクセシビリティ・マップ作りを進めることができないだろうか。障害者等への理解を深め、周辺施設・住民との連携を図っていくことは、より豊かな共生社会を実現していく上で必要なことであり、時間を掛けてでもぜひ取り組むことが必要である。

社会的理解への環境づくり：通常、視覚障害者がマップを確認するためには、①見える人に地図を教えてもらう、②スマホのアプリ（Siri など）のナビゲーションを利用、③介添者の同行、④歩いている人に聞く、といった方法があるという。施設の対応には限度があるので、周囲の人が自然に手を差し伸べる環境づくりが大切となる。

周辺状況改善への取組：車道・歩道の小さな段差は、車椅子利用者には転倒につながりかねないが、視覚障害者にとっては車道・歩道の区分を認識する上で分かりやすい指標でもある。その妥協点として、段差は2cmとされている。駅からのアクセス、ルート及び敷地周辺で、問題となる箇所があるかどうか見回り、改善すべき点などあれば、その施設管理者と協議することも必要だろう。

● 車寄せと駐車場

エントランスまで：肢体不自由者にとって問題になるのが、タクシーや車寄せから施設入口までが遠いこと、屋根や庇がなく雨に濡れてしまうことである。また、入口ホールがなく、開場前は外で待たなければならない施設状況は、誰にとっても困る問題で改善が必要とされる。

駐車場：出入口の発券機が手の届かない高さ・位置にあるといった問題もある。手が不自由で駐車券を取ることができない人もいる。また、駐車できても、地下駐車場からエレベーター、玄関入口の間に段差がある、ドアが開き戸であるなどといったことで、アクセスが難しいこともある。そうした場面を作らないよう配慮が求められる。

● 客席

サイトラインの確保：劇場は、舞台で行われている出来事を見聞きして楽しむ場である。

出演者と観客が呼応しながら舞台を作り上げていく時間芸術である。このため、見えること・聴けることは施設計画上とても大切なこととされる。観客席の設計では、観客全員が同じ体型・同じ姿勢で座席についている状態で計画される。どこに誰が座ることになるのか分からない以上、等しい条件で設計せざるを得ない。ただ、実際には、様々な体格・身体条件の人がいる。それを理解していただいた上で、それでもできるだけ満足度の高い客席とする為に、客席数の0.5%を車椅子席とし、良好なサイトライン確保を目標に以下の点に留意して客席を見直して欲しい。

車椅子席の位置：多くの施設では、車椅子席を客席最後部や中通路の出入口付近に設けている。その理由は、車椅子利用者自身がホワイエなどから平坦に移動できアクセスしやすく、また非常時にも避難しやすいためである。と同時に、何か起こった時にホール職員や案内係員などが他の観客に影響を与えることなく車椅子席に近付けるためでもある。また、車椅子席の人が舞台上にアクセスする上でもレベル調整がしやすいという理由もある。

選択性のある複数の位置・レベルで設置：一方、もっと前や中央部で鑑賞できるよう各レベルに車椅子席を設けて欲しいという要望もある。このため、車椅子用として列席を固定化せず、取り外しできるようにして、要望に応じて車椅子席を設けるという方法もある。中通路や最後部列であれば、列全体を取り外し可能とすることも比較的容易に計画できる。その場合の留意点は、中通路の舞台寄りに車椅子席を設けると、その後方列席のサイトラインを妨げることがあり、逆に中通路の舞台より遠い側に設けると、車椅子利用者のサイトラインが確保しにくくなることもあるため、車椅子席前後のレベル設定に十分留意する必要がある。

前列席の人が立ち上がっても舞台を見通せる

車椅子席：中通路や最後部列に設置された多くの車椅子席では、前方席の人が立ち上がった時に舞台がまるで見えなくなってしまう。舞台と客席が呼応して一番盛り上がっている時に自分だけが置き去りにされている感じで、疎外感を味わうことになってしまう。前列の行為に影響されず舞台への視線を確保するためには、平土間席であれバルコニー席であれ、最前列席に車椅子席を計画するか前列席レベルより1.2m程度高くするしかない。平土間構成のホールや車椅子利用者が困らない緩いスロープで出入口から最前列席まで構成できる場合には、積極的に改修して欲しい。一方、段状に構成された客席空間ではバリアフリー法に沿った勾配のスロープとすることが困難であるかもしれないが、その場合でも、要望に応じて臨時的な措置等により最前列席まで行けるような工夫が求められている。また、脇花道を設けた場合でも車椅子利用者が最前列席にアクセスできるルートを確認できるような計画・改修が望まれていることも受け止めて欲しい。最前列席に車椅子がアクセスできない既存施設では、困難なことも多いだろうが、こうした要望に対し改善策を考える必要がある。

ロック等大音量公演の場合：ポピュラー、ロック系音楽など大きな音量を出す公演では、最前列席はその音から逃れられない。同伴者がいれば自分の意思で退場することもできるが、そうでない場合には利用者が容易に移動できず困ることにもなりかねないので、そうした事態を踏まえて車椅子利用者と事前に話し合っておく必要があるだろう。

非常時の避難方法：各レベルに車椅子席を設けたり、列全体を車椅子席として中央部にも設置した場合には、非常時における避難方法を併せて考えておく必要がある。周囲にいる他の観客の協力が不可欠なため、事前に非常時における協力をお願い、確認しておく必要

がある。また、避難訓練公演等の機会にも必ず車椅子利用者を含め、それらを通じて障害者の避難方法に関する理解を深めておくことも大切である。

エレベーターが停止したとき：非常時や停電時にエレベーターが停止する状況も併せて考えておく必要がある。避難階（1階）以外に車椅子利用者がある場合、手動式の階段昇降機を利用して避難することになるが、非常時には人手が分散することになり、階段昇降機を扱える係員が不足してしまう事態も予測される。講習を受講した人しか階段昇降機を扱うことができなければ、一般観客の協力を期待することも難しい。こうした状況を考慮して、一時的に待避できる場所を計画することも必要である。

点字による座席番号表示：座席に点字で番号表示を施した施設があるが、現実的には係員等に案内してもらう方法が合理的である。特に自由席の場合には、座席番号表示そのものが意味を持たず、視覚障害者にとっては、どこに誰が座っているのか分からない状況に戸惑いがある。

身体障害者補助犬（聴導犬、盲導犬、介助犬）と一緒に鑑賞する場合：周囲の観客に犬が苦手な人やアレルギーを持った人がいないか確認し、補助犬の居場所を確保しておくことが必要となる。いずれにおいても、物理的な対応で解決できることには限界があるので、管理者側でできること、観客に協力・理解してもらうことなどソフト面での環境作りを整えていくことが重要であると言える。

● 特別鑑賞室

安心できる環境の整備：大きな音に敏感に反応してしまったり、情緒が不安定になってしまったりして、突然声を出したり、行動してしまう人たちが、周囲の観客に迷惑をかけず

に落ち着いて鑑賞できるよう遮音性能のある部屋を用意しておくことが必要である。そうしたスペースがあれば、医療機器を身に付けていて、その機械音が他の鑑賞者の迷惑になるのではないかと心配される人にとっても利用しやすい。多くの施設では、親子室などと呼称されることが多いが、その利用は幅広く捉えられて良い。舞台を見通せるものの遮音されているためスピーカーを通しての鑑賞になってしまうが、同伴者や介助者と一緒に鑑賞できれば、みんなにとって安心できる鑑賞環境となる。

● 客席内通路の手すり

客席内の段状になっている縦通路で椅子の背に手を掛けて歩いている観客をしばしば見る。観客の安全を考慮して手すりや椅子の背板部分につかまり棒などを設ける施設が増えてきている。客席内手すりは、視覚障害者にとっても有効である。施設改修の際に優先的に設置される傾向にあり、今後ますます必要性が高まっていくものと思われる。

● 客席設備

ヒアリンググループ：近年のホールでは、難聴者の「聞こえ」を支援するヒアリンググループを導入しているところが多い。固定設備として常設しているところもあるが、持ち運びができる移動型（携帯型）のヒアリンググループもあるので、そうした設備機器で対応しているところもある。

字幕サービス：オペラ公演ではかなり普及してきている。液晶などによる字幕があれば、場内アナウンスなどが聞こえない聴覚が不自由な人たちには有効な伝達手段となる。ただ、そうした字幕設備を持たない施設がほとんどで、今後ともすぐに対応ができる見込みがない施設では、モニターなどより費用がかから

ない別の手段を探る必要がある。映画におけるUDCast^{*}のようなスマートフォンなどの端末を活用して字幕や音声ガイドを見聞きできるシステム開発に向け、協力して声をあげて行くべきだろう。

*（注）映画では、聴覚や視覚に障害がある人でも、スマートフォンなどの端末を活用して字幕や音声ガイドを見聞きできるUDCast対応の作品が提供されるようになってきている。

非常時のアナウンス：アナウンスに関し、聞こえない人たちのために、字幕やランプ等で分かるようにして欲しいという要望もある。こうした課題に対して、設備として応えていくことも必要であるが、観客皆の協力が非常時には特に大切であることを普段から理解し、いざという時にそれが実行できるような態勢を整えていくことが重要である。

● ホワイエ、ビュッフェ、レストラン

開演時間および休憩時間等の案内・表示：一つの方法でなく、複数の方法で知らせることが良い。一般的には、ブザーや音声による案内と客席内に設けられている休憩時間表示等で対応している施設が多いが、ホワイエ内にも休憩時間の残り時間が表示されると安心できる。

ビュッフェ：立って利用するよう設計されているため、車椅子利用者にはカウンター上の品物が見えない。このため、メニュー表示を含めて、車椅子利用者にも配慮したカウンター高さ部分があり、そこでは車椅子利用者が近付きやすいよう膝が入る工夫が必要である。また、聴覚障害者にとっては、口頭での伝達が難しいため、メニューボードを指して注文できるような配慮も求められる。ホワイエやレストランのテーブルも車椅子利用者の膝が入るものでないと、使いにくい。

● 階段、エレベーター、エスカレーター

一般ルートに沿った車椅子ルート：主入口から階段、エレベーター、エスカレーターが分かりやすい位置にあることは、何も障害者のアクセシビリティの問題だけでなく、一般的な計画として重要である。特に、障害者用のルートを別に設けるといってだけでなく、メインルートに沿ってできるだけ近い位置に自然な形でエレベーターや車椅子用のルートが計画されていることが好ましい。また、非常時にエレベーターが停止した時、聴覚障害者が外部に緊急連絡できるような設備を用意しておく必要もある。

重い車椅子を考慮したリフター：既存施設の改修等でリフターなどを設置する場合には、その積載荷重に留意する必要がある。最近の電動車椅子の中には、乗用車のトランクに積んで移動しやすいよう、比較的軽量（30kg未満）なものもあるが、一方、逆にチルト機能付きなど海外製の車椅子は大型化していく傾向もある。それ自身で100kg以上あるものもあり、中には150kg程度のものである。そうした今後の重量化を考慮すると、階段昇降機やリフターの積載荷重は、より余裕を持ったものを導入するよう計画すべきだろう。

停電時・エレベーター停止時でも使える階段昇降機：停電や非常時、エレベーターが停止してしまった時でも車椅子利用者ができるだけ安全に避難できるよう考えておく必要がある。停電を想定した場合、手動式の階段昇降機を備えておきたい。階段昇降機は、専用車椅子を簡単に脱着できるセットタイプのものから、専用車椅子でなくても対応できるタイプのものまで各種タイプが販売されている*。いずれも介添者が必要で、取扱いに注意が必要なものなので、機器導入にあたっては考慮して検討する必要がある。また、非常時にお

ける人手の少なさを考慮すると、できるだけ単純で扱いやすいものであることが好ましい。車椅子席数に対して何台を用意するのか、どこに用意できるのかも併せて考えておく必要がある。

*（注）例えば、スカラモビルといった講習を受けた人しか取扱いきれないもの。

● 多機能トイレ

簡易型の導入：車椅子利用者などが使えるトイレが各レベルに複数配置されていることが好ましいが、いわゆる「多目的トイレ」「誰でもトイレ」などと称されるフル装備のトイレは広さも必要とされる。面積上の制約がある中では難しい事情もあるだろう。そうした時、よりコンパクトな簡易型の多機能トイレ（オストメイト対応、オムツ交換対応、車椅子対応など）を機能分散することで混雑を回避する方法を考えてもよい。視覚障害者は、係員から多目的トイレに案内されることが多いというが、広くて様々な機器類が装備されている多目的トイレは、触手で確認する人にとっては、むしろ困惑するという。

● サイン

建物内：入口から案内や受付までは点字ブロックによる誘導、その後は係員など人による案内が一般的だろう。複合ビルなどにある施設では、一般の主動線がエスカレーター、車椅子利用者動線は奥にあるエレベーターなどといったように、止むを得ず分かれてしまうこともありうる。一般の主動線にサインやピクトグラムによる案内が設置されているが、エレベーター側には忘れられていることがある。乗り口、エレベーター内部、降りた所などにも一般主動線と同様のサインやピクトグラムを忘れないようにする。

触れる立体模型：触って立体感が感じられるホールの内部模型は、視覚障害者にホール空

間をイメージしてもらいやすく、空間全体と自分が座っている座席、音と空間の関係などをより具体的に認識する助けになる。ホールという閉じた音響空間を手で触って確かめることができるようにするためには、床、壁、天井まですべて用意するのが理想であるが、そのためには音響模型実験などで使うかなり大きなものになり、設置場所が問題になる。床、壁、天井を含めてホールを半分にしたような断面模型か、天井取り外し式の模型でも良い。ミュージアムには、床と壁だけで構成されたスチレンボードで作成した1/200模型があり、好評を得ている。3Dプリンターによる立体模型の活用も可能だろう。

持ち運びできる触知図：同様に触って理解してもらおう案内、サインとして有効だと思われるのが持ち帰れる触知図である。通常のプリンターで白黒印刷する時に「カプセルペーパー」という特殊な用紙を使い、それを立体コピー機（立体イメージプリンター）にかけ熱を加えると、黒い部分が立体的に盛り上がるというもので、比較的手頃な価格で作成できる。建物入口などに触ることができると点字付きの施設案内板が用意されている場合もあるが、通過だけのためにそのつど触って理解しているよりも杖で探すが早く、そうした固定設備の利用度は低い。それよりも持ち帰ることができる触知図の方が事前に概要を理解でき、安心であるという。

● 楽屋・舞台エリア

楽屋と楽屋トイレ：近年の施設では、楽屋エリアにも多目的トイレが設置されるようになってきた。既存施設でも改修に際して同様の計画が実施されていることは、出演者側にもそれを必要とする人がいる以上、大切なことである。それをもう一歩進めて、ホテルのようなバリアフリー楽屋を設けるといっても考えられる。

扉の開閉方式：開き戸でなく引戸とし、ノックされても分からない聴覚障害者のためには、サインランプのような表示をする、小窓を設けて視覚的に伝えるといった工夫があるとよい。

和室楽屋の改修：畳敷きの楽屋もある。車椅子利用者にとっては段差があること、車椅子移動で畳表を破損させてしまいかねないことから不便である。改修などに当たっては、よりフレキシブルで使い勝手の良い楽屋への改修が勧められる。こうした古い施設で見られる楽屋トイレ入り口の段差、狭い扉、場内アナウンスが届いていないことなども障害者を困らせるものであり、早急な改善が望まれる。

楽屋廊下と表示：観客エリアと異なり、楽屋・舞台エリアにおいては、障害者も自立的活動が多くなるため、視覚障害者からは、楽屋エリアこそ点字ブロック、段差、スロープなどの警告や室名・室番、トイレなどの点字表記が望まれている。しかし、床の突起物に関しては、他の出演者やスタッフなどにとっては、かえってつまずきやすく、物の移動に支障をきたすものとして受け入れがたいとされる。この点については、両者の折り合いをどのような工夫で打開できるか、さらに協議・検討が必要となる。

楽屋・舞台・客席のレベル差：楽屋・舞台・客席をレベル差なく移動できることが求められる。客席中通路レベルではそれほど困難でないが、その場合、先にも述べたように、前列席の観客が立つと座ったままの車椅子利用者からは舞台が見えなくなってしまうことになる。客席最前列席と舞台との間にレベル差があるホールでは、何らかの方法でそのレベル差を解消しなくてはならないが、仮に1mのレベル差があり、それをスロープで解決しようとするれば、水平距離にして12mも必要となり、難易度はかなり高くなる。

おわりに

施設が古く、また財政的な問題から、当面の改善が見込めない施設も少なくありません。しかしながら、みんなに等しく開かれた施設であるためには、それを理由に改善を放置することはできません。できることから少しずつでも取り組んで行く必要があります。どの施設も限られた人数で運営しており、貸館を主に運営しているところでは、障害のある利用者と直接触れ合う機会が少なく、どうしても受け身になってしまう傾向にあります。障害者にも他の利用者にも不快な思いをさせないためには、施設面の改善にとどまらず、双方向の交流・理解が必要です。

入館時に「お手伝いすることがありますか?」と声掛けしたり、休憩時間に(男性には男性の係員が、女性には女性の係員が)「お手洗いはどうされますか?」と尋ねたりすることなど、小さな気遣いをきっかけに、障害を有する利用者との継続的なコミュニケーションを通して、信頼関係を築いていくことが何よりも大切です。

付属資料

劇場・音楽堂等における 取組事例

本章作成にあたり、当事者の方のご意見を伺うラウンドテーブルを実施しました。

「劇場・音楽堂等バリアフリー化推進プロジェクト」

劇場利用者と専門家によるラウンドテーブル

日時：令和元年10月15日(火) 10:00～12:00

場所：東京都中小企業会館 4階南側会議室

出席者：岩下 恭士 毎日新聞 編集編成局デジタル編集グループ

ユニバーサロン編集長

大河内直之 東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員(当事者研究分野)

土屋 峰和 NPO 法人自立生活センター STEP えどがわ事務局長

モデレーター：本杉 省三 劇場計画研究者(工学博士・一級建築士)

日本大学理工学部名誉教授

(公社)全国公立文化施設協会アドバイザー



(参考資料)

- 1) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)
<https://www.mlit.go.jp/common/001097179.pdf>
- 2) Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン
https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/accessibility/data/accessibility-guidelines_JP.pdf

アクセシビリティについて、積極的な取組を行っている、5団体6施設を対象にアンケート調査を実施しました。その結果を紹介します。

- ・東京芸術劇場
- ・あうるすぽっと(豊島区立舞台芸術交流センター)
- ・神奈川県民ホール
- ・名古屋市文化振興事業団(千種文化小劇場・昭和 cultura 小劇場)
- ・ピッコロシアター(兵庫県立尼崎青少年創造劇場)

東京芸術劇場

多くの方が舞台芸術を楽しむために鑑賞サービスを継続して実施

Q1 施設のアクセシビリティに対する基本的な考え方、方針等

お客様の立場に立った柔軟で適切な対応を行い、館内ホスピタリティを充実していくため、職員、受付、警備等の委託事業者スタッフも含め、お客様対応マニュアルや研修により適切な対応を徹底しています。また、2009年から鑑賞サービス（サポート）事業をコンスタントに実施しています。

Q2 施設のハード面での対応について

車いす昇降機（地下1階入り口）、楽屋口及び車寄せ入り口のスロープの設置、車いす用客席（コンサートホール8席、プレイハウス7席）、車いすの貸出、車いす対応トイレ（だれでもトイレ）の設置（オストメイトあり）、補助犬用屋外トイレ（水道・散水ホース設置）、筆談ボード（楽屋口・総合案内）、点字ブロックを備えています。

Q3 鑑賞サービスについて

一部公演で障害者手帳の提示により定価の1割引でチケットを提供（鑑賞サポート付きの主催演劇公演では、付添者1名が無料）しています。

視覚障害のある人向けには、公演の開演前「公演・舞台説明会」を実施し、曲目や演奏者、舞台装置や登場人物などについて紹介、舞台上の様子や劇場の広さを体感してもらうほか、音声ガイドによる演劇公演のライブ説明を導入しました。聴覚障害のある人へは、「ポータブル字幕機提供サービス」や、ヒアリングループ（磁気ループ）を導入しています。

Q4 ソフト面での対応について

警備員・レセプションист等による案内を行っています。また、東京都特別支援学校総合文化祭への技術協力を実施しています。

Q5 障害者を対象とした事業について

（主たる対象が障害者ではないが障害者向けサポートを実施する事業を含む）

聴覚障害のある子どもを中心とするオリジナルの「手歌」と視覚障害を持つ子どものコーラスによる「東京ホワイトハンドコーラス」や、10代～20代の障害のある人とない人のインクルーシブ・ダンスの連続ワークショップ「東京のはら表現部」などを実施しています。

Q6 施設職員の研修について

財団として障害者対応に関する研修を実施しています。

Q7 その他

アクセシビリティに関する情報は、「バリアフリー情報」として、ホームページにまとめて掲載しています。

<https://www.geigeki.jp/house/barrierfree.html>

あうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）

障害者対応の内容を盛り込んだ企画を発信

Q1 施設のアクセシビリティに対する基本的な考え方、方針等

「みんなの劇場」を基本コンセプトにおき、多様な方々が来場できる施設を目指しており、誰もが舞台芸術に触れることのできる環境づくりを行うとともに、それぞれの目線に立った様々な配慮と工夫を続けています。また子ども、高齢者、障害者、外国人などの舞台芸術へのアクセスが容易になるように事業を展開しています。

Q2 施設のハード面での対応について

地下鉄の駅直結のビルに位置し、駅から劇場までエレベーター、スロープなどを利用して車イスでアプローチすることが可能。劇場内の多目的トイレのほか、劇場の一階上のフロア・楽屋にはおむつ交換台、オストメイト対応設備が設置されたトイレがあります。楽屋から舞台面に段差がなくスムーズに出入りが可能で、障害をお持ちの出演者にも対応できます。

Q3 鑑賞サービスについて

自主事業を中心に、字幕投影、ポータブル型字幕、音声ガイド、受付手話通訳、舞台手話通訳、携帯型赤外線受信機により舞台音声を磁気ループ・骨伝導ヘッドフォンへ伝える機器の貸出、貸出台本など、事業内容によって柔軟に選択し、効果的なサービスを行っています。

Q4 ソフト面での対応について

車いすや足の悪い方に対して段差がないルートで案内をしています。また、障害に応じ、優先的に見やすい席をご案内するようにしています。受付には常時ブギーボード（電子メモパッド）を設置しています。視覚障害者を対象に駅からの送迎も行っています。

Q5 障害者を対象とした事業について

（主たる対象が障害者ではないが障害者向けサポートを実施する事業を含む）

ここ数年は、年間の企画ラインナップに観劇サポート公演を組み込んでいます。たとえば、2019年みんなのシリーズ第4弾「能でよむー漱石と八雲ー」では、出演の能楽師が手話を加えて演じる演目を加えました。その上でポータブル字幕機の貸出しを行い、トーク時の舞台上での手話通訳を実施しました。視覚障害者には音声ガイド貸出を実施しました。

Q6 施設職員の研修について

毎年開催している当劇場企画の「観劇サポート講座」をスタッフも受講するようにし、全スタッフが対応できるようにしています。また全国的な視野でアクセシビリティに関する講座、公演などは職務として参加、鑑賞するようにしています。

Q7 その他

2013年から観劇サポートの講座を開始し、障害を持つアーティストとのクリエイションを重ねてきた経験を生かし、2017年より観劇サポートを付けた「みんなのシリーズ」を実施しています。

<https://www.owlspot.jp/events/service/>

神奈川県民ホール

「少しずつバリアフリー・ユニバーサルデザイン化」を実施・発信

Q1 施設のアクセシビリティに対する基本的な考え方、方針等

障害のある人だけでなく、だれにとっても使いやすい施設を目指し、ユニバーサルデザインの観点から施設のハード、ソフト両面の改善を心がけています。その取組は「少しずつバリアフリー化」と題して発信。スタッフがそれぞれ、ひとつひとつ、できることから継続して実施しているのが特徴です。

Q2 施設のハード面での対応について

ユニバーサルデザインでは、階段の手すり始末端部を延長し、館内サインをデザインより視認性を重視したものへ変更を行っています。客席内の床と壁の境目に白線を引き、暗がりの中で壁に衝突するリスクを軽減したり、急勾配となっている客席の上り下りを補助する手掛け棒を設置するなどです。また、バリアフリーとしては、車いすや歩行に困難のある人が舞台上への昇降機設置、車いすスペース、取り外して車いすの対応が可能な可動席、敷地内に点字ブロックを設置しています。

Q3 鑑賞サービスについて

チケットカウンターに筆談器を設置。また、車いすスペースと、取り外して車いすに対応可能な可動席もあります。

Q4 ソフト面での対応について

チケットカウンター、利用窓口で手話による簡単なあいさつや、年配の方とは低い声でゆっくり話すことを心がけたり、会場利用者と連携して車いす利用者や歩行に困難のある人、視覚障害、聴覚障害のある人への対応を行っています。また、視覚障害者で白杖使用の人のガイド方法を一部のスタッフが研修で習得していたり、近隣にある多目的トイレ（特にオストメイト）の情報を収集し、提供しています。

Q5 障害者を対象とした事業について

（主たる対象が障害者ではないが障害者向けサポートを実施する事業を含む）

啓発・発信に力を入れており、神奈川県及び近隣都市の施設の現場スタッフを対象に、UD、バリアフリーに関する講座を、2016年から開催しています。

Q6 施設職員の研修について

Q5の講座への参加のほか、国際福祉機器展、サイトワールドなどの視察も積極的に行っています。

Q7 その他

施設のUD・バリアフリー化に留まらず、社会のUD・バリアフリー化に寄与することも念頭に置いています。所轄の警察署に働きかけ、最寄り駅前の大きな交差点のピョピョカッコーの時間延長を実現したのはその一例といえます。毎年秋に行われる「バリアフリーフェスタかながわ」への参加も続けています。

参考 URL

<https://www.kanagawa-kenminhall.com/efforts/>

名古屋市文化振興事業団（千種文化小劇場・昭和文化小劇場）

コミュニケーション支援ボードを制作

Q1 施設のアクセシビリティに対する基本的な考え方、方針等

千種文化小劇場は中央の舞台を客席が取り囲む円形劇場で、客席からそのまま舞台上がれるという段差のないバリアフリー構造になっています。

2016年にオープンした昭和文化小劇場は、名古屋市内に設置された全15館の小劇場のうち最も新しく、バリアフリー対応が進んでおり、誰もが利用しやすい環境が整備されています。

こうした特徴を活かし、全ての人にとって劇場で文化芸術にふれることが当たり前になるよう、障害者と健常者がともに楽しみ、交流できる取組を行っています。

Q2 施設のハード面での対応について

千種文化劇場の中央舞台は昇降式になっており、舞台と客席をフラットにすることができます。車いす席2席、多目的トイレが4ヵ所設置されています。

昭和文化小劇場の客席の車いす席は10席。外周部は、西側道路面とはフラットな構造で、東側公園面にはスロープが設置されています。

どちらの劇場でも、最寄り駅から劇場までの経路、身障者用駐車場の案内、客席の車いす席までの経路、多目的トイレの位置などをまとめた情報をホームページに掲載しています。

Q3 鑑賞サービスについて

聴覚に障害のある人や聞こえづらくなった人がお使用の補聴器等に対して、周囲の騒音や反響に影響されずに音声を伝えることができる集団補聴装置を導入しています。また、主催事業では障害者手帳の提示でチケット代金等の割引サービスを行っています。

Q4 ソフト面での対応について

コミュニケーション支援ボードを導入し、話し言葉によるコミュニケーションが難しいお客様が来館した場合でも、すべての職員が対応できる体制を整えています。

コミュニケーション支援ボードは、ボード上のイラストを指し示すことで、話し言葉を使わずにコミュニケーションができるツールで、イラストに加えて、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語が記載されています。→ p.34 参照

Q5 障害者を対象とした事業について

（主たる対象が障害者ではないが障害者向けサポートを実施する事業を含む）

千種文化小劇場では、車いすの特性とダンサーの身体を最大限に活かした車いすダンスの公演「ライブパフォーマンス」を、地域の専門家や障害者団体と協力して毎年開催しています。

昭和文化小劇場では、障害のある子どもが安心して鑑賞できる「センサーフレンドリー映画会」を開催しています。明るさや音量を配慮し、出入り自由を明示するなど、大きい音や強い光が苦手な傾向をもつ自閉症や発達障害のある人の心配の芽を取り除き、安心して過ごせる場を広げる事業です。

Q6 施設職員の研修について

館長、副館長はサービス介助士、サービス接遇検定の資格取得を必須としているほか、内部研修では、劇場における障害者対応を実践的に学ぶフロントスタッフ研修を実施しています。また、東京や大阪で行われている外部研修にも参加し、劇場で開催する障害者事業の企画制作に役立っています。

Q7 その他

財団では、劇場から病院や障害者施設に出向き、劇場に足を運ぶことが困難な方にも文化芸術をお届けするアウトリーチ事業を、NPO法人日本ホスピタル・クラウン協会と協働で実践しています。

ピッコロシアター（兵庫県立尼崎青少年創造劇場）

プロ劇団をもつ強みを生かして鑑賞サービス事業を実施

Q1 施設のアクセシビリティに対する基本的な考え方、方針等

「誰もがアクセスできる社会の実現に向けたコミュニティの創生」を劇場のミッションのひとつとしており、障害のある人だけでなく、乳幼児とその保護者、不登校の若者、地域に在住する外国人など、多様な人を視野に入れた鑑賞事業や体験事業を展開しています。

Q2 施設のハード面での対応について

ハード面では、館内エレベーター、障害者優先駐車スペース、多機能トイレ、車いす用トイレ、階段の手すり、点字ブロック・点字案内板等を設置しており、今後は、大ホール会場内のエレベーターや専用授乳室の設置を予定しています。

Q3 鑑賞サービスについて

2015年、視覚障害のある人への鑑賞サービスとして、兵庫県立ピッコロ劇団公演において音声ガイド付きの上演を開始し、その後、聴覚障害のある人を対象に、ポータブル字幕器・手話通訳・要約筆記・字幕表示付きの上演をスタートしました。

Q4 ソフト面での対応について

専属劇団をもつ強みを生かし、劇団員が音声ガイド台本や字幕の制作から、当日の音声解説・オペレートまで行うため、演出意図に添った観賞サポートが好評です。視覚や聴覚に障害のある人が申し込みしやすいように、TEL、FAX、メール等、様々なアクセス方法を用意しています。また、最寄駅からの誘導や会場での手話通訳・筆談対応を実施しています。

Q5 障害者を対象とした事業について

（主たる対象が障害者ではないが障害者向けサポートを実施する事業を含む）

ピッコロ劇団の公演だけでなく、ピッコロシアター文化セミナーにおいて、手話通訳・要約筆記を付けたり、外国人や聴覚障害のある人も楽しめるノンバーバルのマイム公演、地域団体と連携しての「バリアフリーコンサート」も実施しています。又、最近では、音声ガイドのない公演（落語会等）に視覚に障害のある人が来場されたり、障害のある方の貸館利用も増えています。

Q6 施設職員の研修について

年に1度、専門の外部講師を招き、職員とピッコロ劇団員を対象にしたバリアフリー研修を実施。また、手話を学ぶ職員や、視覚障害者ガイドヘルパーの資格をもつ職員が講師となり、職員・劇団員有志を対象に勉強会等を開催しています。

Q7 その他

これまでの経験を近隣の劇場・劇団関係者に発信・提供し、こうした取組が広がるよう、研修会等を2016年から実施しています。2019年「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」受賞。

参考法令等（2020年3月現在）

※法律名は最新の名称で表記しています

日本国憲法 昭和21年11月3日公布、昭和22年5月3日施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）
平成25年法律第65号

障害者の権利に関する条約 2006年（平成18年）12月13日国連総会採択
2014年（平成26年）1月20日批准

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（通称：劇場法） 平成24年法律第49号

文化芸術基本法 平成13年法律第148号

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 平成30年法律第47号

生活保護法 昭和25年法律第144号

児童福祉法 昭和22年法律第164号

身体障害者福祉法 昭和24年法律第283号

社会福祉法 昭和26年法律第45号

障害者基本法 昭和45年法律第84号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 昭和25年法律第123号

身体障害者補助犬法 平成14年法律第49号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）
平成18年法律第91号

災害対策基本法 昭和36年法律第223号

有識者委員（五十音順）

尾上 浩二（監修・コラム執筆）	認定 NPO 法人 DPI 日本会議 副議長
南部 充央（監修・コラム執筆）	一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構 代表理事 公益社団法人全国公立文化施設協会コーディネーター
廣川 麻子（編集委員・コラム執筆）	NPO 法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク 理事長 公益社団法人全国公立文化施設協会コーディネーター
間瀬 勝一（編集委員・コラム執筆）	公益財団法人パルテノン多摩 館長兼事務局長 公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー
本杉 省三（編集委員・第 4 章執筆）	劇場計画研究者（工学博士・一級建築士） 日本大学理工学部 名誉教授 公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー

事務局

松本 辰明（監修・第 1 章執筆）	公益社団法人全国公立文化施設協会 専務理事兼事務局長
-------------------	-------------------------------

編集・執筆

土屋 典子

協力

東京芸術劇場	
あうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）	
神奈川県民ホール	
公益財団法人名古屋市文化振興事業団	
ピッコロシアター（兵庫県立尼崎青少年創造劇場）	
一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構	
NPO 法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク	
岩下 恭士	毎日新聞 編集編成局デジタル編集グループ ユニバーサロン編集長
大河内 直之	東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員（当事者研究分野）
土屋 峰和	NPO 法人自立生活センター STEP えどがわ 事務局長
曾根 直樹	日本社会事業大学 大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）准教授

参考文献

『公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害のある方に対する心の身だしなみ』
障害者施策推進本部（事務局：内閣府），2005 年

『障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～』厚生労働大臣決定，2015 年

リーフレット『障害の理解のために』東京都心身障害者福祉センター，2018 年

『観劇サポートガイドブック～視覚・聴覚障害者編～』
特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク，2018 年

南部充央『障害者の舞台芸術鑑賞サービス入門～人と社会をデザインでつなぐ』NTT 出版，2019 年

『手にことばを 中級用』公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟，2010 年

劇場・音楽堂等における
バリアフリー化推進プロジェクト ホームページ

https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/



文化庁委託事業

令和元年度「障害者による文化芸術活動推進事業（文化芸術による共生社会の推進を含む）」

劇場・音楽堂等 アクセシビリティ・ガイドブック ーすべての人に開かれた広場となるためにー

発行日 令和2（2020）年3月

発 行 公益社団法人 全国公立文化施設協会
〒104-0061

東京都中央区銀座 2-10-18

東京都中小企業会館4階

Tel. 03-5565-3030 Fax. 03-5565-3050

ホームページ <https://www.zenkoubun.jp>

E-mail bunka@zenkoubun.jp

編 集 株式会社 ぎょうせい

印 刷 株式会社 丸井工文社
